

2008 ANNUAL REPORT

アクサ損害保険の現状



The AXA Vision

お客さまが安心して人生を送れるようにお手伝いすること、それが私たちのビジネスのビジョンであり、やり方でもあります。

Our Business

コアビジネス:フィナンシャル・プロテクション

フィナンシャル・プロテクションとはAXAの展開するビジネスを表した言葉です。私たちは個人から中小企業、大企業まで、あらゆるお客さまに対して、生命保険、損害保険、貯蓄、リタイアメント資金、そしてフィナンシャル・プランニングに関するニーズに応えられるよう、お客さまの生涯を通じて幅広い商品とサービスを提供しています。 私たちの仕事は地域の経済と社会の発展に寄与するものである、ということにプライドを持ち、全世界で共通のバリューとコミットメントを掲げ、それに則って責任あるビジネスを展開していきます。

Our Ambition

アンビション

2012年を目標として、質の高い商品やサービス、優れたパフォーマンスによって差別化を図り、業界で"選ばれる企業"となることを目指しています。

Our Values

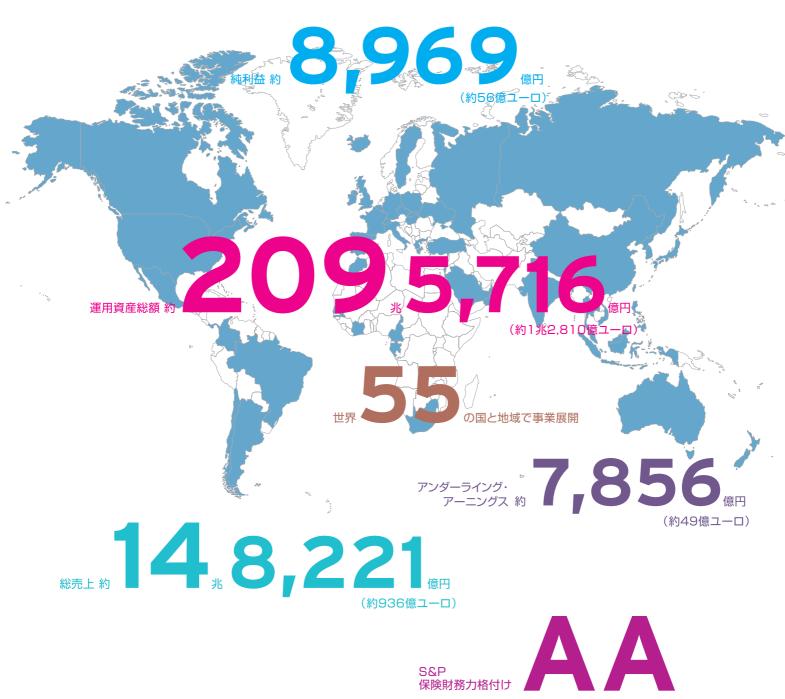
バリュー

Team Spirit チーム・スピリット
Integrity 誠実
Innovation 革新性
Pragmatism 現実的な考察力
Professionalism プロフェッショナリズム

AXA Group Key Figures

AXAは1817年にフランスで生まれ、世界55の国と地域のお客さまから 信頼をいただいている世界最大級の保険・金融グループです。

世界に 約 **6 7 0 0** 万人の顧客



数値は2007年AXAグループ実績

総売上、アンダーライング・アーニングス、純利益:1ユーロ=¥158.3(2007年平均)

運用資産総額:1ユーロ=¥163.6(2007年12月末)

※標記の格付けは2008年6月末時点のAXAグループの主要な保険子会社に対する評価であり、将来的には変化する可能性があります。 また、格付けは格付機関の意見であり、保険金支払い等についての保証を行なうものではありません。

Contents

Δ1	4
01	
アクサ損害保険の現況	6
1 経営指標	6
2007年度(平成19年度)における事業概	況 7
3 コンプライアンス (法令遵守) の体制	9
4 勧誘方針	9
5 リスク管理	9 7 (= / 115 (+4 15 ()) = -
6 お客さまに関する個人情報の取扱いについ 7 監査・検査体制	10
3 社会貢献活動	11 11
9 取扱商品	12
0 お客さまサービス	14
	16
DATA 資料編 (0)2	
11 保険のしくみ DATA 資料編 (0)2 業績データ 当社の主要業務に関す	
DATA 資料編 (0)2 業績データ 当社の主要業務に関す	
DATA 資料編 (0)2	
OATA 資料編 (I)2 (I)2 (I)3 (I)3 (I)3 (I)3 (I)3 (I)3 (I)3 (I)3	「る事項 21
OATA 資料編 (0)2 業績データ 当社の主要業務に関す (03)	「る事項 21



アクサ損害保険株式会社は、世界最大級の保険・金融グループである AXA グループの一員として、1998年の創業以来、多くの方のご支持をいただき、おかげさまをもちまして、今年(2008年)、10周年の節目の年を迎えることができました。これもひとえに皆さまのご支援の賜物と、あらためて心より御礼を申し上げます。

当社では、独自のリスク細分項目を採用した保険料やロードサービス等のアシスタンスサービスをご提供し、お客さまのニーズにあった自動車保険を主力商品として販売してまいりました。おかげさまで2007年度には55万人を超えるお客さまに支えられ、広く認知していただけるようになりました。事故対応サービスにつきましても、従来からの高品質なサービスに加え、今年度より、社員による休日の事故の初期対応や車両・対物事故の事故対応(クイックサービス)を開始し、一層、スピーディで安心をご提供できる充実したサービス体制の構築に努めました。第三分野におきましては、「オフタイム傷害保険」や、終身保障タイプの医療保険アクサダイレクトの「入院手術保険」の販売を開始し、多くのお客さまからご好評をいただいております。また、従来のメディアやインターネットを通じた募集のほか、銀行窓販全面解禁への対応として、金融機関を通じた弊社商品の販売を開始いたしました。

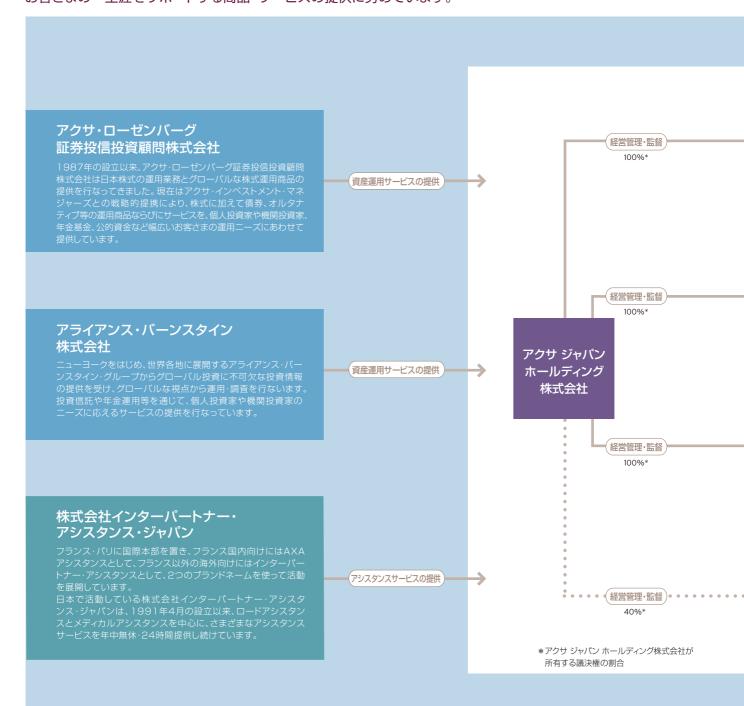
AXAグループでは、2005年より Ambition (アンビション) 2012がスタートし、AXAがグローバルリーダーとなるために、2012年までの7年間 (2005年~2012年) のプロジェクトに取り組み、業界において「お客さま、従業員、そして株主から選ばれる企業」となることを目指しています。日本市場におきましても Ambition 2012の取り組みの一環として、お客さまのニーズに応える革新的な商品やサービスを開発・提供し、今後も継続的かつ収益性の高い成長を遂げることにより、ダイレクト損害保険会社のリーディング・カンパニーとなるべく邁進していく所存です。また、コンプライアンス・リスク管理体制や監査・検査体制のさらなる強化を通して、経営の健全性を高め、CSR (企業の社会的責任) への取り組みにも注力してまいります。今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

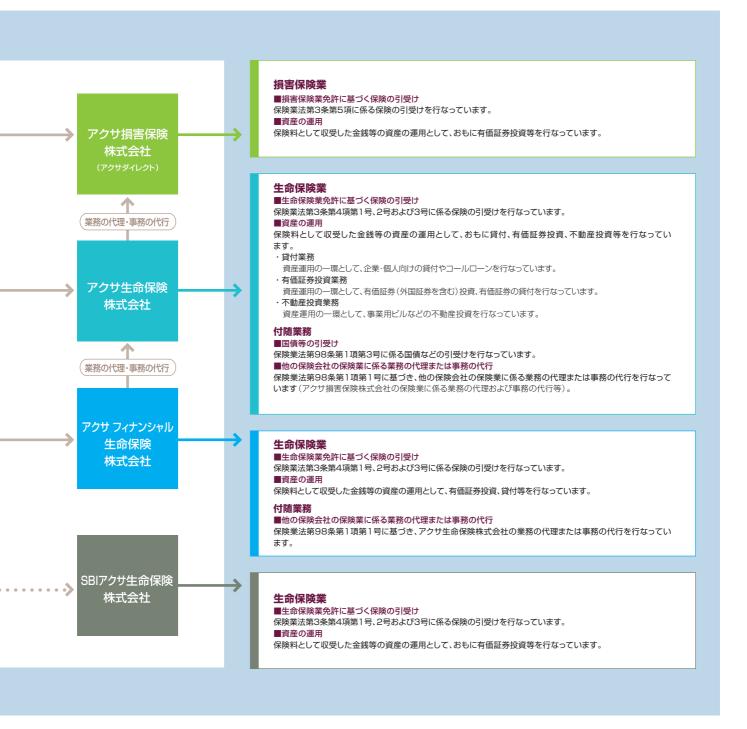
2008年7月 代表取締役社長 石田 一夫

Jazuo

AXAの日本におけるフィナンシャル・プロテクション

日本においてAXAは、保険、資産運用、アシスタンスなどフィナンシャル・プロテクションのさまざまな分野で事業を展開しています。 保険分野を担当する4社を中心に、AXAのメンバーカンパニーが密に連携しながら、お客さまの一生涯をサポートする商品・サービスの提供に努めています。



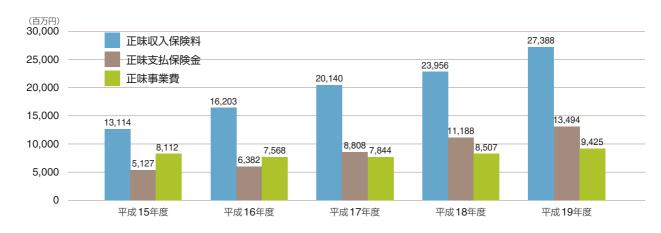


アクサ損害保険の現況

経営指標

区分	_{年度} 平成	18年度	平成19年度
正味収入保険料	2	23,956百万円	27,388百万円
正味損害率		52.8%	55.4%
正味事業費率		35.5%	34.4%
保険引受利益	2	△ 829百万円	△ 1,480百万円
経常利益	Δ	3,217百万円	△ 3,853百万円
当期純利益	Δ	3,147百万円	△ 3,812百万円
ソルベンシー・マージン比率		711.9%	636.6%
総資産額	3	31,822百万円	33,201百万円
純資産額		6,289百万円	3,001百万円
その他有価証券評価差額金	2	△ 263百万円	261百万円

正味収入保険料・正味支払保険金・正味事業費の推移



用語説明

【正味収入保険料】

ご契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担の平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料及び出再保険料)を加減した保険料であり、損害保険会社の売上規模を示す指標であります。

【正味損害率】

正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出 に用いられるものであります。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を 加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合を指しております。

【正味事業費率】

- 10-54年41年1 正昧収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険 会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものであります。具体的には、損益計算書上の「諸手 数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、「正味収入保険料」 で除した割合を指しております。

【保険引受利益】

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費等の保険引受費用と保険引受に係る営業 費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示 すものであります。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額などであります。

【経常利益】

(元代本) 正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・有価証券売却 損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取引から生じた損益を示すものであります。

【当期純利益】

前記の経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金線入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人 税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取引によって生じた損益を示すもの であります。

【ソルベンシー・マージン比率】

ソルベンシー・マージン比率は、巨大災害の発生や保有資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険に対する資本金・準備金等の支払余力の割合をいいます。また、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつであり、通常200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

【総資産額】

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」であります。 損害保険会社の保有する資産規模を示すものであります。

【純資産額】

「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借 対照表上の「純資産の部合計」であります。損害保険会社の担保力を示すものであります。

【その他有価証券評価差額金】

「金融商品に係る会計基準(いわゆる時価会計)」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的などの保有目的で区分し、時価評価等を行っております。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しない有価証券であり、この「その他有価証券」の時価評価後の金額と時価評価を飽金の全額といる評価措施)から法人税等相当額を控除したものが、その他有価証券評価差額金であります。財務諸表においては、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金であります。財務部表においては、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金)として計上しております。

2007年度(平成19年度)における事業概況

当期における我が国経済は、公共投資は低調に推移したものの、輸出や生産は増加を続け、企業収益が総じて高水準を維持する中、設備投資も引続き増加基調にあり、個人消費も底堅く推移しております。一方、期末に向けては、世界規模の金融不安を反映し、株安、円高、原材料高などの環境面が昨年度期末より厳しくなっております。

損害保険業界におきましても、このような景気動向を反映して、利息及び配当金収入などの資産運用が好調に推移したものの、自動車の販売台数や住宅着工件数の伸び悩み等の影響を受けて大手6社の保険料収入は4年ぶりに減収となりました。また、保険金不払いや支払い漏れ、保険料誤り等に係わる再発防止策や品質向上に関するインフラ整備等によるコストの増大なども見込まれており、当面の業績は厳しい経営環境が続くものと考えられます。

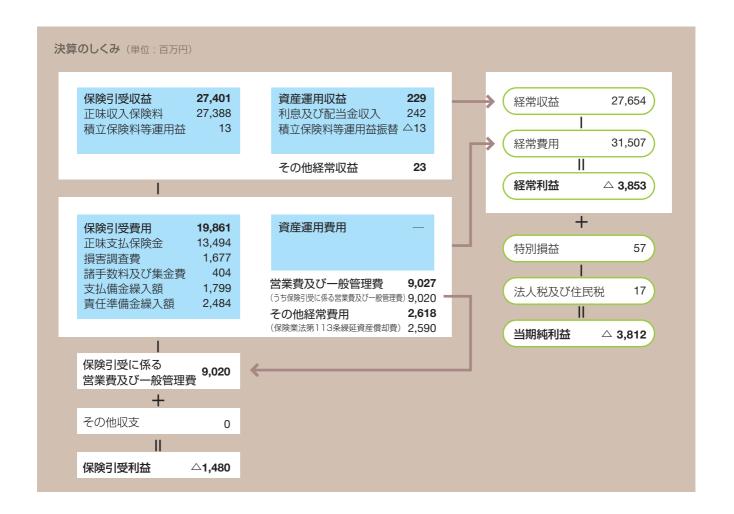
このような環境の中で、当社はグループのプロジェクトである

Ambition 2012の達成に向けて順調に推移しており、新たに当プロジェクトに基づいた2010年(平成22年)までの中期計画を策定し、新規事業の開拓と効率的な業務の遂行を目指しております。

以下に平成19年度における事業の経過と成果をご報告いたします。

「事業の経過し

営業面では広告等を含むご契約者さまとのコミュニケーション ツールについて、誠実でわかり易い表現をすることに重きを置くとともに、引続き効果的な露出量の確保を目標に営業推進した結果、自動車保険の新規見積り件数、新規契約件数ともに順調に推移し、平成20年2月には保有契約件数55万件を達成しました。近年の景気回復基調は広告費の変動を生み、テレビや新聞等のトラディショナルマーケティングに大きな影響を与え



たものの、タイアップビジネスを中心としたフィービジネスへの段階的な移行により、その価格変動への対応力を高めてきております。一方、フィービジネス中心のインターネットビジネスは、リスティング広告を中心に好調に推移させるとともに、比較見積り各サイトでは、サービスと価格の競争力を強化し、対応してきました。平成19年12月の銀行窓販全面解禁への対応として通信販売型損害保険代理店ビジネスの活動範囲を拡大しました。

損害サービス面では、顧客満足度を重要項目として掲げ、目標 数値の86%を達成しました。保険金の支払漏れ問題を踏まえ、 適正な業務運営の維持と顧客サービスの強化を重要な課題とし た業務改善計画を、昨年に引続き実行してきました。抜本的に 改定した事故対応システムを常時適正に維持すべく、システム チェック等の強化も行いました。支払漏れ事案の検証について 検証項目をさらに拡大し、支払漏れの撲滅を図ってまいりまし た。教育研修面では、搭乗者傷害・自損事故マニュアルの新設、 支払漏れ事案の具体例とその原因及び対策等を編集したクレー ムハンドリング・リスク事例集を再編し、周知させることで、 社員の知識と意識の向上を図ってまいりました。顧客サービス の強化として、休日に発生した事案に対し、事故受付社員によ る初期対応サービスを拡充いたしました。また、当社の事故の 約50%が休日に発生し、その約50%が解決を急ぐ全面賠償 事故であることに着目し、この早期に解決すべき事故を専門に 担当するサービスセンターを新設し、休日も即座に事故対応を 行うことができる体制といたしました。

システム開発面では、新規事業の拡大に合わせ、平成19年9月には新商品である個人向けダイレクト傷害保険「オフタイム傷害保険」のためのシステムを始動し、平成20年2月にはダイレクトスキームによる自動車保険の銀行窓販システムを始動しました。またコールセンターにおける事務処理の軽減、ペーパーレス化を実現するために、契約管理、契約更新システムを更新し、平成20年1月に使用を開始しました。これにより事務的リスクの軽減を図るとともに、事務の効率化を実現しました。

平成19年7月には本社を移転し、併せてマネジメント体制の 改築、ガバナンス・法令等遵守態勢等の強化を目的とした組織 変更を実施しました。

「事業の成果」

当年度は以上のような活動により、当社の主力商品であるダイレクト自動車保険の元受正味保険料は、今決算期においても好調に推移し、前年同期比(以下、対前年という。)15.7%増の260億円となりました。これに団体普通傷害保険料11億円を合計した元受正味保険料は272億円となり、対前年14.1%の増収率となりました。

保険引受収益は対前年34億円増の274億円となり、資産運用収益及びその他経常収益を加えた経常収益は276億円となりました。一方、契約の拡大に伴い保険金の支払額も増加し、損害率は対前年2.6%増の55.4%となりました。事業費につきましては、昨年同様、経費の節減及び効率的支出を行った結果、事業費率が対前年で1.1%改善し34.4%とすることができました。以上により保険引受費用が198億円、営業費及び一般管理費が90億円となり、今期で最終となる保険業法第113条

償却費25億円を計上した結果、経常費用は315億円となり、 経常損失は昨年より6億円悪化し、38億円となりました。これに特別損益を加減し、法人税及び住民税を差し引いた後の当期純損失は38億円となりました。

「資産運用の概況」

当年度末の総資産は332億円となり、うち運用資産は275億円となりました。米国において懸念されていた住宅不動産バブルの崩壊が、今夏サブプライムローン問題として表面化し、全世界の金融市場に多大な影響を及ぼしました。市場の動揺を静めるために、主要各国の金融当局はより連携を深めた金融政策を実施しましたが、その沈静化にはまだ相当程度の期間を要すると考えられております。

こうした中、資産の運用に当りましては引続き保険業法等の諸規則及び内規等を遵守するとともに、安全性及び流動性の高い金融商品へ投資し、リスク分散に心がけ、当該サブプライムローン問題の直接的な影響は受けずに済みました。

その結果、利息及び配当金収入は242百万円となりました。 また、保有の国債等を時価評価した結果、その他有価証券評価 差額金261百万円を純資産の部へ計上いたしました。

「会社が対処すべき課題」

創立以来、自動車保険に焦点をあて事業を展開してまいりましたが、平成20年4月に販売を開始した新商品の医療保険を主力商品とするために新たな挑戦に取り組んでまいります。

新聞雑誌等の広告における安定したコストパフォーマンスの維 持、他種目展開を見据えたデータベースマーケティングの活性 化と効率化、銀行を含む通信販売型損害保険代理店網の拡大、 事務リスクをはじめとしたリスクマネジメントの強化が大きな 課題であります。損害サービス面では、お客さまアンケート等 から、事故情報の提供が重要であることを認識し、現状では自 動出状している中間報告ハガキを、次年度はインターネットを 通じた事故サービス機能(Web上での事故受付情報、事故経 過報告情報、保険金支払情報の提供等)へと変更し、顧客サー ビスの向上とともに業務の効率性アップを図ることを予定して おります。また、さらなる顧客サービスの向上は事業の継続的 な発展に必要不可欠な課題と位置づけ、事故と契約管理のサー ビスについてご契約者さまからの声を反映し、常時改善してい くよう取り組んでおります。顧客満足度のさらなる向上を目指 し、ご契約者さまの苦情、声を適切に管理し、迅速に対応する ための管理システムを平成20年度中に導入する予定でありま

内部統制強化の面においては、金融庁が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」を参考にしながら、体制の整備・運用を改善するよう取り組んでおります。

- (注)本報告書(以下の諸表を含む)における各計数の表示及び計算は、次のとおりであります。
- (1)保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率 等の比率は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位まで表示して おります。
- (2)正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
- (3)正味事業費 = 諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般 管理費

3 コンプライアンス(法令遵守)の体制

AXA グループでは、グループの倫理基準と実践について共通のビジョンを確立するために、行動倫理規範を中心とした「AXA グループ コンプライアンス&エシックスガイド」を定めています。

当社におきましても、遵守すべき法令等を解説した「コンプライアンスマニュアル」を策定し、研修等を通じて、役職員に周知徹底を図っております。また、コンプライアンスを実現する

ための具体的な実践計画として、毎年「コンプライアンスプログラム」を策定し、「コンプライアンス委員会」等においてその進捗状況を管理するなど、コンプライアンス推進体制の整備を図り、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努めております。

4 勧誘方針

当社は、「金融商品の販売に関する法律」に基づき、次のとおり勧誘方針を定め常にお客さまの立場に立った販売活動に努めております。

- 1. 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売を心掛けます。なお、保険販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるような説明を行うよう常に努力してまいります。
- 2. お客さまの保険に関する知識、保険の加入目的、財産状況を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客さまの意向と実情に沿った適切な保険商品が選択できるように常に努力してまいります。
- 3. お客さまと直接対面しない保険販売(例えば通信販売等)を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力してまいります。
- 4. 万が一保険事故が発生した場合におきましては、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するよう常に努力してまいります。
- 5. お客さまのさまざまなご意見等の収集に努め、それを保険販売に反映していくよう常に努力してまいります。

5 リスク管理

保険会社を取り巻く環境は引き続き急速な変化をたどっており、保険事業のより健全な運営が強く求められています。当社では、より健全な事業運営のために、リスク管理を最重要課題のひとつとして位置づけ、全社的な枠組みとなる「リスク管理フレームワーク」を導入しております。「リスク管理フレームワーク」においては、親会社であるアクサジャパンホールディング株式会社が定める「リスク・マネージメント・ポリシー」を基本方針と位置づけ、主要リスクと認識する「保険引受リスク」、「資産運用リスク」、「オペレーショナルリスク」につきまして、

それぞれ管理方針・管理体制・管理手法を定めております。 この「リスク管理フレームワーク」に従い、各業務所管部門が 日常業務の場におけるリスク管理を実践、各所管委員会(商品 開発委員会、資産運用委員会)が検討・審議を行うとともに、こ の所管部門・委員会におけるリスク管理をより確実なものとす るために、リスク管理部およびリスク管理委員会がリスク管理 状況のモニタリングや経営への報告・提言を行っております。 また、業務監査部が、独立した視点から、リスク管理状況の有 効性および効率性を評価・検証することといたしております。

6 お客さまに関する個人情報の取扱いについて(プライバシーポリシー)

当社はお客様の信頼を第一と考え、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」およびその関連法令、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(金融庁告示第67号)」ならびに外国損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守し、お客様の個人情報を適切に取り扱うとともに、正確性・機密性の保持に努めてまいります。

また、当社は個人情報保護の強化のため、従業者の教育指導を 徹底し、個人情報の取扱い内容の見直しと、その継続的な改善 に努めてまいります。

個人情報につきましては以下の内容をご了解いただいたうえで ご提供ください。

1. 情報を収集・利用する目的

当社ではお客様とのお取引きを安全確実に進め、最適な商品、サービスを提供させていただくため、適法かつ公正な手段により業務上必要な範囲内のお客様の情報を収集させていただいており、次の目的のために利用されます。

- ・保険契約の見積、引受、維持、管理
- 保険金、給付金の支払
- ・関連会社、提携会社を含めた各種商品・サービスの案内、提供、管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、各種調査
- ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- その他保険事業に関連、付随する業務

2. 収集する情報の種類

当社では、お客様の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレスなどの他、保険契約の引受、維持、管理、保険金の支払、各種サービスのご提供にあたり必要な情報を収集しています。

3. 情報の収集方法

十分な安全保護措置を講じたうえで、インターネット上でお客様が入力された 情報、あるいは、お電話や書面などの通信手段によりお客様よりご提供された 情報を収集し、記録・保存(音声を含む)しています。

その他、Cookieの使用により、お客様のコンピュータ利用環境や、当社ウェブサイトのご利用履歴を収集しています。

【Cookieについて】

当社ウェブサイトでは、ご利用状況に関するデータ収集や、統計資料作成のためにCookieを使用しています。Cookieとは、お客様が当社ウェブサイトにアクセスされた際に、お客様のコンピュータに小規模の情報を送信・格納する技術のことをいい、これにより当社では、お客様がどのページをご覧になったかの記録を収集しています。こうした情報にはお客様を特定する個人情報は含まれておらず、主として統計資料作成のために利用されます。

【SSL対応について】

当社ウェブサイトではお客様の大切な個人情報を安全に送受信するために、 128ビット版SSLを使用しております。詳しくはサイトポリシーの【SSL (Secure Sockets Layer)】をご参照ください。

4. 情報の提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なくお客様の情報を第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・業務遂行上必要な範囲で、保険代理店を含む委託先に取扱いを委託する場合
- ・再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ・当社関連会社との間で共同利用する場合
- (「7. 当社関連会社間での共同利用」をご覧ください)
- ・損害保険会社間等で共同利用する場合 (「8. 情報交換制度」をご覧ください)

5. センシティブ情報のお取扱い

当社は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」に基づき、保健医療などのセンシティブ情報を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用、または第三者提供を行いません。

- ・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂 行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ 情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは 労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、 利用または第三者提供する場合
- 法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 情報の安全管理

お客様に関する情報は、正確かつ最新なものに保つよう努めるとともに、社外への漏洩、滅失又はき損が発生しないよう安全管理措置を講じ、万全を尽くしております。また、業務遂行上の必要性から外部業者に業務委託等を行う場合につきましても、委託先等に機密保持義務を課すなどその管理・監督に努めております。

7. 当社関連会社間での共同利用

当社が収集したお客様に関する「2. 収集する情報の種類」に掲げる情報は、当社の責任のもと当社関連会社(注)にて、商品・サービスの案内・提供および充実等のために共同利用させていただく場合があります。

(注) 共同利用を行う「当社関連会社」とは、当社の親会社である保険持株会社 およびその子会社をいいます。

8. 情報交換制度

当社は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、他の損害保険会社等との間で、個人データを共同利用いたします。詳細につきましては(社)日本損害保険協会および損害保険料率算出機構のホームページ等を通じてご確認ください。

・社団法人 日本損害保険協会 そんがいほけん相談室

電話番号: 03-3255-1467

· 損害保険料率算出機構 総務企画部 個人情報相談窓口

電話番号:03-3233-4141 (内線:614)

9. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

当社ではお客様からの各種ご照会等につきましては、ご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

個人情報保護法に基づく開示等をご請求される場合は、下記「10. お問合せ窓口」までお申し出いただき、当社所定の請求書類等をご提出ください。原則として文書にて回答させていただきます。なお、ご本人以外からのご請求については、代理権の存在を示す資料(委任状など)のご提出が必要となります。お客様からの開示等のご請求に関しましては、別途定める手数料をいただく場

合があります。

当社からの電子メールや郵便あるいは電話などによるサービス等のご案内、および当社関連会社間等でのお客様情報の共同利用について、お客様がご希望されない場合は、契約管理その他当社業務上必要な場合を除き、取扱いを停止させていただきます。

10. お問合せ窓口

個人情報保護法に基づく開示、訂正、利用停止等のご請求、その他のお問合わせは、下記までご連絡いただきますようお願いします。上記各条件に従い、お客様のご依頼に対応させていただきます。

お客様相談室

〒108-8638 東京都港区芝浦4丁目19番1号 芝浦アークビル 0120-449-669 (フリーコール) 受付時間 月一金9:00~17:00

11. 認定個人情報保護団体

当社は、認定個人情報保護団体である有限責任中間法人外国損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

有限責任中間法人外国損害保険協会 事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目20番4号 虎ノ門鈴木ビル7階

電話番号: 03-5425-7854

受付時間:9:00~17:00 (12:00~13:00を除きます。)

なお、土日祝日は休みです。

ホームページアドレス http://www.fnlia.gr.jp

7 監査・検査体制

当社では、自己責任原則に基づき、コンプライアンス体制およびリスク管理の強化を目指すとともに、お客さまサービスの向上に資するよう、監査・検査体制の充実に取り組んでまいりました。

監査法人、監査役および業務監査部が相互に連携し、監査の実効性確保に努めております。

さらに、内部統制の有効性について点検・評価しております。

1 社外の監査・検査体制

当社は、保険業法の定めにより、金融庁および財務省財務局の 検査を受けることになっております。また、社外の監査として、 会社法に基づきあらた監査法人の会計監査を受けております。

2 社内の監査体制

他の部門から独立した業務監査部が、取締役会の承認を得た監査計画に基づき各部門の業務遂行状況の有効性・効率性を検証しております。監査結果および改善提案は、社内規程「内部監査規則」に基づき、取締役会等へ報告がなされます。

監査役は、会社法の定めにより、取締役の業務執行に対する監査と会計監査を実施しております。

2 社会貢献活動

AXA グループでは、そこで働く人々が企業市民としての自覚を共有し、その責任を果たすべく、グループを挙げて社会貢献活動を展開しています。パリ本部内の独立したボランティア組織、「アクサ・アト・クール」が中心となって世界中のグループ企業のボランティア活動をサポートしています。

アクサ損害保険においては、独自の社会貢献活動を続けています。例えば、使用済み切手やテレフォンカード等のプリペイドカードの収集は、本社所在地である東京都港区の「港区ボランティアセンター」の活動に役立てられています。また、衣料物資が不足している国際地域への古着寄贈も継続的に行っており、毎年多くの社員が参加し、慈善団体などを経て難民キャンプ・災害被災地などを支援しています。

アクサ損害保険はこれからも、AXA グループの一員として、 社会に貢献できる活動を続けていきたいと考えています。



9 取扱商品

1 アクサダイレクト総合自動車保険

個人を対象とした通信販売 (ダイレクトチャンネル) によるリスク細分型の自動車保険です。

自家用5車種および二輪自動車・原動機付自転車を対象に、対人賠償保険をはじめ、対物賠償保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険の5つの保険がセットされた基本補償に「アシスタンスサービス」が自動付帯されています。自家用5車種の場合、車両保険の付保は任意で選択することができ、車両保険を付帯する場合は、身の回り品の補償も自動付帯されます。対人賠償事故と同様に、対物賠償事故の場合も保険会社が示談交渉を行います。

自家用5車種とは…

1.自家用普通乗用車

2.自家用小型乗用車

3.自家用軽四輪乗用車 4.自家用小型貨物車

5.自家用軽四輪貨物車

をいいます。これは、自家用検査証の記載項目の【自動車種別】 【用途】【自家用・事業用の別】を組み合わせた5車種です。 アクサダイレクト総合自動車保険の最大の特長は、

- 1)顧客のニーズや特徴に、より的確に対応できる独自のリスク区分を開発・導入
- 2) 国内で初めて自宅での故障にも対応したアシスタンスサービス (P.14をご覧ください。) を全契約者に提供している点です。

年齢、居住地等に加え、免許証の色によるリスク区分を導入するとともに、契約車両の年間走行距離、車の使用目的等によるきめ細かなリスク区分を使用する事で、顧客一人一人の条件に即した合理的な保険料を算出しています。

アクサダイレクト総合自動車保険の最近の主な改定状況

平成14年(2002年)	11月	インターネット割引を開始
平成15年(2003年)	4月	料率・制度を改定し、ノンフリート等級(無事故割増引等級)上限を20等級に拡大
	12月	ホームページでの契約手続きのペーパーレス化を実現。純新規契約のインターネット締結も同時に実現
平成16年(2004年)	3月	継続契約者向けにもインターネット割引を開始
	4月	全労済等各種共済の引受け開始
	8月	損保業界初の商品、自動車事故による搭乗中のペット(犬・猫)のケガを補償する特約「ペットプラス」を含む 特約パッケージ「アクサ安心プラス」を販売開始
平成17年(2005年)	4月	料率・制度を改定し、「車齢」を保険料算出要素として導入
		損保業界初の商品、通販による本格的リスク細分型バイク・原付保険を販売開始
平成18年(2006年)	12月	インターネット割引を最大4,500円に拡大
平成20年 (2008年)	2月	休日の事故対応サービス体制を拡充。休日でも正社員による初期対応を実施

2 普通傷害保険

傷害保険の中で、補償する危険の範囲がもっとも広く、国内・国外を問わず家庭内・職場内・通勤途上・旅行中等日常生活における偶然な事故による「ケガ」について保険金を支払う保険です。

なお、グループ会社であるアクサ生命保険株式会社との提携セット商品(団体契約)としてのみ販売しております。

3 交通事故傷害保険

国内・国外を問わず、交通事故または建物火災等による「ケガ」について保険金を支払う保険です。 なお、グループ会社であるアクサ生命保険株式会社との提携セット商品(団体契約)としてのみ販売しております。

4 オフタイム傷害保険(家族傷害保険・普通傷害保険)

2007年10月12日から個人を対象として通信販売(ダイレクトチャンネル)による販売開始。 仕事中以外の日常生活(例えば、買い物、レジャー、スポーツ時等)の偶然な事故による「ケガ」について保険金を支払う保 険です。

5 入院手術保険

2008年4月8日から個人を対象として通信販売(ダイレクトチャンネル)による販売開始。

入院および手術に保障を絞った終身タイプの医療保険で、日帰り入院・手術から保障する保険です。

アクサダイレクト入院手術保険の最大の特長は、次のとおりです。

- 1) 病気やケガの治療を目的とする、公的医療保険制度が適用されるほとんどの手術(1000種類以上の手術)を保障し、先進医療も技術料に応じ80歳まで保障します。
- 2) 給付対象となるすべての手術・先進医療をホームページで解説するとともに、セカンドオピニオンサービスや、専門医の紹介等、充実した付帯サービスを全契約者へ提供します。
- 3) 入院保険金・手術保険金の支払事由が1年間なかった場合、無事故戻し金の支払いを毎年行うほか、初年度については、当社自動車保険の契約者である場合のキャッシュバックや、インターネットキャッシュバック等があります。

10 お客さまサービス

「アクサダイレクト総合自動車保険」ご契約者さま用アシスタンスサービス

アシスタンスサービスは、アクサダイレクトの自動車保険、バイク保険にご契約いただいたすべてのお客さまに自動付帯されるサービスです。事故だけでなく故障により自力走行ができないといったお車のトラブルに、24時間365日、全国約7500ヵ所のサービス拠点からお客さまをサポートします。

また、2年目以降、引き続きご契約いただいたお客さまには、さらにサービスメニューを増やすほか、一部内容を拡充してご提供しております。



ロードサイドサービス

路上および自宅駐車場での 緊急修理サービス



レッカーサービス

自力走行できない場合、 最寄の修理工場まで牽引します





宿泊費用サービス 帰宅費用サービス

自宅より遠距離での事故や故障などで 修理完了まで待機される場合、 あるいは旅行を継続または帰宅される場合など



修理後車両搬送・引取り費用サービス

帰宅費用サービスをご利用になり、 修理完了車の搬送または引取りを 希望される場合



メッセージサービス

関係者へのご連絡代行を希望される場合



玄関カギ開けサービス

外出してカギを紛失してしまい、 緊急開錠を希望される場合

ご注意

- ①ご契約の自動車が原付・バイクの場合、一部ご利用いただけないサービスがあります。
- ②サービスのご利用にあたりましては、事前にアシスタンスサービスセンターへのご連絡が必要です。
- ③ご契約の初年度と2年目以降のサービスについては、内容が異なっております。

2 「アクサダイレクトの入院手術保険」ご契約者さま用付帯サービス

アクサダイレクトの入院手術保険にご契約いただいたお客さまには、保険の安心に加えて、困ったときにお客さまを取り巻く 状況に少しでもお役立ていただけるよう、付帯サービスをご用意しました。

いざという時の医師紹介やセカンドオピニオン・サービスから、気軽にご利用いただけるWebツール、電話・メール健康相談等、3つのサポートプログラムをご提供しております。



健康コンシェルジュ・マイドクター

1.専門医・かかりつけ医の情報提供 2.セカンドオピニオン・専門医相談サービス 3.紹介状の発行



【WEB版】メディカルサポート・ツール

1.「家庭の医学」WEB版 2.トリアージュ 笑顔(症状簡易診断ツール) 3.病院検索ツール



電話・健康相談

1.電話による健康相談 2.Eメールによる健康相談 3.健康支援情報の提供

①及び②の付帯サービスは、当社が提携するアシスタンス会社が提供するものです。詳細は当社ホームページ(www.axa-direct.co.jp)をご覧ください。

3 保険相談

当社では、ご契約者さまのみならず、広く一般のお客さまからのお問い合わせ等に迅速にお応えし、またお客さまの声を当社のサービスの質や商品の内容に反映するため、「お客様相談室」を設置しております。

相談・苦情、さらに商品やサービスに関する各種お問い合わせやご意見・ご要望を受付けた際には「お客様相談室」が各関連部門とも緊密に連絡をとりながら、お客さまにお応えできる体制をとっております。

同時に、すでにご契約いただいているお客さまからの様々な「声」に積極的に耳を傾け、今後のサービスや商品の充実、

さらには業務プロセスの改善に活かすべく、社内の報告・協議体制の構築ならびに充実に常に尽力しております。

お客さまからの相談・苦情等の受付は以下にて承っております。 (携帯電話からもご利用になれます。)

お客様相談室 専用電話番号: **0120-449-669**(無料) 受付時間 月-金9:00~17:00

4 ホームページ

アクサダイレクトのホームページ(http://www.axa-direct.co.jp)

当社では、お客さまとの大切なコンタクトチャンネルの一つとして、ホームページの充実を常に図っています。

主力商品であります「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品特長や補償内容、付帯サービス等、お客さまが必要に応じて情報収集できるよう、わかり易くご説明しており、新たに販売を開始した傷害保険「オフタイム傷害保険」、医療保険「入院手術保険」も併せ、ホームページでそのままお申込みいただくことができます。

ホームページでのお申込みには、インターネット割引の適用もあるほか、ペーパーレスでご契約いただくこともできます。また、会社概要、アニュアルレポート、ニュースリリースなど、当社の企業としての動きもご覧いただけるよう情報提供を心がけております。今後も、新しい商品・サービスのご紹介をはじめ、お客さまにとってわかり易い、使い易いホームページを目指して努力を続けてまいります。





■医療保険のトップページ



■バイク保険 (バイク保険の商品・ サービス紹介)





■ 会社案内 (会社概要やプレスリリースなど)

11 保険のしくみ

1 損害保険のしくみ

-1 保険契約のしくみ

損害保険とは、同一の危険にさらされている多数の保険契約者が、統計的基礎によって算出された保険料をそれぞれ支払っておくことにより、事故による経済的損失が万一発生した場合に、保険契約の約定内容と損害の程度に応じて保険金を受け取ることができるようにするしくみです。

ひとつひとつの事故は、それぞれ個々の面から見れば偶然に 発生しているわけですが、同一危険の集団を見れば、一定の 確率で発生していることがわかります。これが「大数の法則」 です。損害保険は、この「大数の法則」に基づき相互にリス クを分散することによって経済的補償を得る制度といえま す。このようにして、損害保険は個人の生活や企業経営の安 定に寄与しています。

-2 保険契約の性格

商法第629条では損害保険契約について、「保険会社が偶然な一定の事故(保険事故)によって生ずる損害をてん補することを約束し、保険契約者がこれに対してその報酬を支払うことを約束することによって効力を生ずる」と定めています。したがって、損害保険契約は、双務・有償契約で当事者の口頭による合意のみで有効に成立する不要式の諾成契約です。しかし、多数の契約を迅速かつ正確に引受けるため、実務上は一定様式の保険契約申込書を使用し、保険会社はこれに記載された内容に基づき保険証券または保険引受証を作成、契約者に交付しています。

-3 再保険

お引受けした保険契約には様々な危険(リスク)が混在するために、一保険会社で負担することが不可能な場合があります。そのため、国内や海外の他の保険会社に一定部分を再保険に出したり(出再)、また逆に再保険を引受けたり(受再)して危険の平均化・分散化を図っています。これにより、毎年の損害率の安定すなわち事業成績の安定と引受能力の補完を図っています。

2 ご契約のしくみ

-1 契約の手続きについて

保険契約を締結するためには、保険加入の申込みを行い、それを当社が承認する必要があります。通常は保険料支払とともに所定の申込書を提出します。ご契約者から保険料を受領した後、当社は所定の保険料領収証を発行します。これで契約手続きが完了し、契約成立後に保険証券あるいは保険引受証が発行されます。

-2 ご契約内容の確認について

損害保険という目に見えない無形の商品の内容を定めているのが、普通保険約款と特約条項です。約款と特約条項には、 当社とご契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)双 方の権利・義務が記されています。

また、約款や特別条項とは別に、保険パンフレットや申込書、 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)等で商品の内容 をわかり易くご説明しています。

ご契約の際は、これらをよくお読みいただき、取扱代理店または当社から十分な説明を受け、同時に保険契約の申込内容がご希望に沿った内容であることについて十分なご確認をお願いしております。

3 契約締結のしくみ

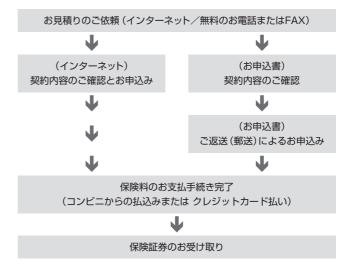
-1 通信販売の契約締結のしくみ

通信販売での保険加入では、当社カスタマーサービスセンターから商品説明をお聞きいただくか、当社からお送りする資料等の内容をご確認のうえ、保険契約の申込みと保険料の支払いをいただき、手続き完了となります。さらに、お引受け条件等については、契約成立後にお届けする保険証券の記載内容での再確認をお願いしております。

また、当社ホームページ上では、「アクサダイレクト総合自動車保険」、「オフタイム傷害保険」および「入院手術保険」の資料請求や保険の見積りだけでなく、契約締結まで、ネット上で完了させることができます。

(当社ホームページhttp://www.axa-direct.co.jp)

〈アクサダイレクト総合自動車保険の場合〉



-2 代理店販売の契約締結のしくみ



-3 ご契約時にご注意いただきたいこと

申込書またはインターネット上の契約申込画面には正しくご申告ください。

自動車保険をご契約される場合は、事故歴や保険を付ける車の所有者、使用目的等を正しくお知らせください。

万一、ご申告いただいた内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

-4 保険料のお支払い・返還

保険料は、当社所定の支払方法(コンビニエンスストアでのお支払い・クレジットカードによるお支払い・口座振替払い)により当社へお支払いいただきます。

定められた期日までに保険料のお支払いがない場合、事故が起きても保険金をお支払いできませんのでご注意ください。 なお、保険契約が失効した場合や解除された場合には、保険料を約款の規定に従ってお返しします。ただし、お返しできない 場合もありますので、約款等をご確認ください。

-5 保険料

保険料率は、当社が金融庁からの認可取得または金融庁への届出を行った上で適用しています。

-6 ご契約後のご注意

保険証券は大切に保管してください。

保険証券記載内容に関わる変更(例:お車の譲渡・車種の変更等)が生じた時は、直ちに当社へご連絡ください。ご連絡が遅れますと、保険金をお支払いできない場合があります。

なお、保険証券を紛失された場合も、当社へご連絡ください。

お問い合わせ先電話:0120-193-877 (無料)

4 保険金のお支払いのしくみ

お客さまにご満足いただける損害サービスを目指し、当社では、事故はもちろん故障の場合でも、スピーディーで安心・充実のサービス体制を整えて、お客さまをサポートいたします。

-1 充実の事故対応サービス

24時間365日、事故受付	24時間、365日 事故を受付いたします。
休日の初期対応	事故が発生し、緊急を要する場合に、休日でも相手方、修理工場、医療機関等関係先への連絡と、お客さまへの結果報告を含む初期対応を行ないます。
1事故専任チーム制	ケガを伴う人身事故や双方に過失が発生する物損事故などは、プロの専任担当者が連携し、 責任を持って相手方との示談交渉にあたります。
クイック事故対応サービス	軽微な車両単独事故については、集中処理センターにおいて担当し、1日でも早く事故解決を行ない、スピーディーなお支払いを実施しています。また特に対応が急がれる、当社契約者に100%の過失がある事故については、休日でもプロの専任担当者が、被害者への連絡、代車手配、示談交渉など幅広い事故対応サービスを行います。
被害事故お客さま相談スタッフ	お客さまが被害にあわれた人身・物損事故についても、専任のお客さま相談スタッフが、相手方への請求方法や対応の仕方などのご相談について、親身にきめ細かくアドバイスいたします。また、弁護士費用等担保特約を付帯されている場合は、被害事故にかかわる法律上の損害賠償を弁護士に委任したことにより生じる費用をお支払いする補償も用意しています。
お客さまのニーズに合わせた 途中経過のご連絡	電話でのご連絡に加え、お客さまのご要望に応じて、はがきやEメールでも事故の途中経過についてご連絡いたします。

-2 安心のサービスネットワーク 平成20年 (2008年) 7月1日現在

■サービスセンター拠点

損害サービス第一部	
事故受付サービスセンター	0120-699-644
アクサライフサービスセンター	03-6888-0737
自動車サービスセンター	03-6888-6447
傷害サービスセンター	03-6888-6017
医療傷害サービスセンター	0120-936-509
損害サービス第二部	
事故受付サービスセンター	0120-699-644
自動車サービスセンター一課	03-6888-0741
自動車サービスセンター二課	03-6888-0742
損害サービス第三部	
自動車サービスセンター一課	03-6888-6400
自動車サービスセンター二課	03-6888-6401

損害サービス第四部	
ーニーニー 自動車サービスセンター一課	03-6888-0668
自動車サービスセンター二課	03-6888-0669
損害サービス第五部	
ー 自動車サービスセンター一課	03-6888-0726
自動車サービスセンター二課	03-6888-0725

■全国サービスネットワーク

パイロットガレージ	487ヵ所
損害調査ネットワーク	 187拠点
弁護士ネットワーク	全国主要都市

-3 お支払いまでの流れ

■ワンステップ事故対応サービス

お客さまからの最初のお電話でスタート。事故現場の緊急措置のアドバイスやアシスタンスサービスの手配といった事故 受付から解決までのプロセスをご説明し、お客さまの「不安」 を「安心」に変えます。

※夜間は、事故受付とアシスタンスサービスの手配を行い、翌営業日に 専任スタッフからお客さまへご連絡いたします。



事故現場での緊急措置アドバイス アシスタンスサービスの手配



パイロットガレージ (指定修理工場) のご紹介 無料で事故車引取・代車・納車サービスを実施



保険金請求意思の確認と手続き お客さまの過失割合の推定



事故受付はがきをお客さまに送付 専任の担当者をご案内 事故解決までのプロセスのご説明と事前打ち合わせ

-4 事故や故障が発生したら…

お電話ください。ワンステップ事故対応サービスを通じてお客 さまをサポートいたします。

事故受付サービスセンター(24時間・年中無休)

0120-699-644 (無料)

(携帯電話からもご利用になれます)

5 損害保険代理店

-1 代理店の役割と業務内容

代理店は損害保険会社と損害保険代理店委託契約を締結し、それに基づいて保険会社の代わりに保険募集を行い、保険契約締結の代理もしくは媒介(注)を行うことを主たる業務としています。保険の相談、事故発生時のお手伝い等その他必要な業務のうち、保険会社が特に指示した業務も行っています。代理店が保険契約締結の代理を行う場合には、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付も行います。

(注) 損害保険代理店が保険募集を行うときは、保険業法第294条に基づき、お客さまに対し、「保険会社を代理して保険契約を締結」するか「保険契約の締結を媒介」するかを明示させていただいております。

-2 代理店登録

損害保険代理店として保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき主務官庁に登録しなければなりません。また、代理店の役員・使用人として保険契約の募集を行う人は保険業法第302条に基づき、主務官庁に届け出なければなりません。

事故発生のご連絡

事故が発生したら、「事故受付サービスセンター」 へ事故発生の日時、場所、事故の概要等をご連絡ください。ワンステップ事故対応サービスで、 お客さまをサポートします。



専任担当者のご案内 初動調査

事故通知をお受けした後、ご契約内容を確認し、 専任の担当者をご案内します。 事故の内容に基づき、おけがをされた方へのご 連絡、被害物・事故現場等を調査します。



保険金請求書類のご記入・送付

保険金のお支払いに必要な書類をご提出いただきます。(事故によりましては、お電話による保険金請求意思の確認で、必要書類のご提出を省略できる簡便な手続きもご用意しています。)



関係当事者との 打ち合わせ・示談

ご契約者との打ち合わせ、被害者との交渉、損害額の認定・積算を経て、保険金の支払額を決定します。



保険金のお支払い

1日でも早く事故を解決し、速やかに保険金をお支払いします。

-3 代理店教育

当社は適正な保険募集態勢を確保するために、所属代理店の 保険募集に従事する役員・使用人に対し、所定の教育を実施 しております。

-4 代理店数

当社の代理店数は、平成20年3月31日現在、全国で60店です。

-5 外務社員·代理店研修生

外務社員・代理店研修生制度はありません。

資料編

DATA

02	業績データ 当社の主要業務に関する事項	21	-21 劣後特約付貸付金級		
1	主要な業務の状況を示す指標の推移	21	-22 有形固定資産明細 5 特別勘定に関する指標		
2	業務の状況を示す指標等	22	-1 特別勘定資産残高 -2 特別勘定資産	33 33	3
	1 主要な業務の状況		-3 特別勘定の運用収す	支 33	6
	-1 正味収入保険料及び元受正味保険料 -2 受再正味保険料及び支払再保険料	22 22			
	-3 解約返戻金	22	業績データ 財産の状況	34	ļ
	-4 保険引受利益	22			
	-5 正味支払保険金及び元受正味保険金	23	1 財務諸表 1 貸借対照表	34	
	-6 受再正味保険金及び回収再保険金 -7 未収再保険金	23 23	2 損益計算書	36	
	2 保険契約に関する指標等	20	3キャッシュ・フロー計	算書 38	
	-1 契約者配当金	24		及び株主資本等変動計算書	
	-2 正味損害率、正味事業費率及びその合算率 -3 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合	24 24	-1 損失処理に関する -2 株主資本等変動計		
	ラ 山丹在原則の光土頂音学、事未貢学及のでのローーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	24	5 一株当たり配当等	40	
	-4 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合	24	6 一株当たり純資産額	40	
	-5 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位	24	7 一人当たり総資産	40	1
	5社の割合 -6 出再保険料の格付ごとの割合	24	2 リスク管理債権	40)
	3 経理に関する指標等	24			
	-1 保険契約準備金	25	3 元本補てん契約のある信	託に係る貸出金の状況 40)
	-2 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認につ	25	4 債務者区分に基づいて区	分された債権 40	
	いての合理性及び妥当性 -3 責任準備金積立水準	25	4 関係自体力に至りいて位。	ガ C 1 (7 C I I I I I I I I I I I I I I I I I I	
	-4 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況	26	5 保険金等の支払い能力の	充実の状況(ソルベンシー・ 41	
	(ラン・オフ・リザルト)		マージン比率)		
	-5 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り	26	6 時価情報等		
	額の推移表 -6 引当金明細表	27	1 有価証券		
	- 7 貸付金償却の額	27	-1 売買目的有価証券	42)
	-8 資本金等明細表	27	-2 満期保有目的の債績		
	-9 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の	28	-3 その他有価証券でB	時価のあるもの 42 ない主な有価証券の内容及び 42	
	変動 -10 事業費(含む損害調査費)	28	貸借対照表計上額	60年6月間配分0月1日及0 42	•
	-11 売買目的有価証券運用益明細表	28	2 金銭の信託	42	
	-12 売買目的有価証券運用損明細表	28	3 デリバティブ取引	42	
	-13 有価証券売却損益及び評価損明細表 -14 減価償却費明細表	28 28	4 保険業法に規定する金 5 先物外国為替取引	:融等デリバティブ取引 42 42	
	-15 固定資産処分損益明細表	28	6 有価証券関連デリバテ		
	-16 賃貸用不動産等減価償却明細表	28		有価証券先物取引もしくは 42	
	-17 リース取引	28	有価証券先渡取引、外 価証券先物取引と類似	国金融商品市場における有	
	4 資産運用に関する指標等 -1 資産運用方針	29		(V)4X)	
	-2 預貯金	29	~ .		
	-3 資産運用の概況	29	4. 会社概要	43	,
	-4 利息配当収入の額及び運用利回り(インカム利	29	1 株主・株式の状況		
	回り) -5 資産運用利回り(実現利回り)	30	1 基本事項	43	3
	-6 (参考) 時価総合利回り	30	2 大株主の状況	43	}
	-7 海外投融資残高及び利回り	31	3資本金	43	
	-8 商品有価証券 -9 商品有価証券の平均残高及び売買高	31 31	4 最近の社債発行	43	j
	-10 保有有価証券	31	2 役員の状況	44	ļ
	-11 保有有価証券利回り	32	0/1/4 = 2 11/2		
	-12 有価証券の種類別の残存期間別残高	32	3 従業員の状況 1 採用方針	44	
	-13 業種別保有株式の額 -14 貸付金の残存期間別の残高	33 33	2 研修制度とキャリアバ		
	-15 担保別貸付金残高	33	_		
	-16 使途別の貸付金残高及び構成比	33	4 会社の組織	45	,
	-17 業種別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対する割合	33	5 会社の沿革		
	-18 規模別の貸付金残高及び貸付金残高の合計に対	33	1 AXA グループについ	₹ 46	;
	する割合		2 アクサ損害保険株式会	社について 46	,
	-19 貸付金地域別内訳	33	6 个举概曲	47	,
	-20 国内企業向け貸付金残存期間別残高	33	6 企業概要	47	
			損害保険用語の解説(50音順	i) 48	3



業績データ 当社の主要業務に関する事項

主要な業務の状況を示す指標の推移

年度					
項目	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
正味収入保険料	13,114百万円	16,203百万円	20,140百万円	23,956百万円	27,388百万円
経常収益	13,143百万円	16,328百万円	20,303百万円	24,216百万円	27,654百万円
経常利益	△ 5,959百万円	△ 4,971百万円	△ 5,536百万円	△ 3,217百万円	△ 3,853百万円
当期純利益	△ 5,967百万円	△ 4,823百万円	△ 5,562百万円	△ 3,147百万円	△ 3,812百万円
資本金	13,221百万円	13,971百万円	14,971百万円	17,221百万円	17,221百万円
(発行済株式総数)	(264千株)	(279千株)	(299千株)	(344千株)	(344千株)
純資産額	12,024百万円	8,574百万円	4,906百万円	6,289百万円	3,001百万円
総資産額	23,672百万円	24,411百万円		31,822百万円	33,201百万円
(特別勘定又は積立勘定として経理された資産額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
責任準備金残高	7,928百万円	10,540百万円	12,934百万円	15,029百万円	17,513百万円
貸付金残高	_				_
有価証券残高	2,180百万円	5,524百万円	15,030百万円	19,568百万円	21,862百万円
ソルベンシー・マージン比率	705.9%	489.6%	330.2%	711.9%	636.6%
配当性向	_				_
位業員数	323名	312名	389名	494名	555名

2 業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況

-1 正味収入保険料及び元受正味保険料

正味収入保険料			(単位:百万円)			
年度 種目	平成17年度	平成18年度	平成19年度			
火災保険	9	6	4			
海上保険	0	0	0			
傷害保険	1,488	1,330	1,167			
自動車保険	18,457	22,418	25,963			
自動車損害賠償責任保険	184	201	252			
その他	0	0	_			
(うち賠償責任保険)	0	0	_			
合 計	20,140	23,956	27,388			
(注) 工时间 1 伊隆州 · 二英五75英五初处广展 2 间 1 伊隆州 4 5 川五初处の五伊隆						

⁽注) 正味収入保険料:元受及び受再契約に係る収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

元受正味保険料			(単位:百万円)
年度 種目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
火災保険	_	_	0
海上保険	_		_
傷害保険	1,514	1,351	1,185
自動車保険	18,539	22,506	26,045
自動車損害賠償責任保険	_		_
その他	_	_	_
合 計	20,053	23,858	27,230
従業員一人当たり元受正味保険料	51	48	49

⁽注) 1. 元受正味保険料:元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

-2 受再正味保険料及び支払再保険料

受再正味保険料			(単位:百万円)
年度 種目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
火災保険	10	6	4
海上保険	0	0	0
傷害保険	_		_
自動車保険	0		_
自動車損害賠償責任保険	184	201	252
その他	0	0	_
(うち賠償責任保険)	0	0	_
合 計	194	208	257

⁽注) 受再正味保険料: 受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

支払再保険料			(単位:百万円)
種目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
火災保険	0	0	0
海上保険	_		_
傷害保険	26	21	18
自動車保険	81	88	81
自動車損害賠償責任保険	_		_
その他	_	0	_
(うち賠償責任保険)	_	0	_
合 計	108	110	99

⁽注)支払再保険料:出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金及びその他の 再保険収入を控除したものをいいます。

-3 解約返戻金

			(単位:百万円)
年度 種目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
火災保険	_		_
海上保険	_		_
傷害保険	9	8	7
自動車保険	130	168	200
自動車損害賠償責任保険	2	4	4
その他	_	_	_
合 計	142	181	213

⁽注)解約返戻金:元受解約返戻金、受再解約返戻金の合計額をいいます。

-4 保険引受利益

				(単位:百万円)
区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
保険引受収益		20,146	23,966	27,401
保険引受費用		15,579	16,692	19,861
営業費及び一般管理費		7,458	8,103	9,020
その他収支		0	0	0
保険引受利益		△ 2,891	△ 829	△ 1,480

- (注) 1. 営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
 - 2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額などです。
 - 3. 保険引受利益-保険引受収益-保険引受費用-保険引受に係る営業費及び 一般管理費 ± その他収支

^{2.} 従業員一人当たり元受正味保険料:元受正味保険料 ÷ 従業員数

-5 正味支払保険金及び元受正味保険金

正味支払保険金			(単位:百万円)
年度 種目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
火災保険	0	_	0
海上保険	0	0	0
傷害保険	566	658	576
自動車保険	8,149	10,405	12,762
自動車損害賠償責任保険	92	124	154
その他	0	0	0
(うち賠償責任保険)	0	0	0
合 計	8,808	11,188	13,494

⁽注) 正味支払保険金:元受及び受再契約に係る支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものをいいます。

			(単位:百万円)
年度種目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
火災保険	_		_
海上保険	_		_
傷害保険	568	661	577
自動車保険	8,149	10,430	12,762
自動車損害賠償責任保険	_	_	_
その他	0	0	0
(うち賠償責任保険)	0	0	_
合 計	8,717	11,092	13,340

⁽注) 元受正味保険金:元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

-6 受再正味保険金及び回収再保険金

受再正味保険金			(単位:百万円)
年度 種目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
火災保険	0	_	0
海上保険	0	0	0
傷害保険	_		_
自動車保険	0	0	0
自動車損害賠償責任保険	92	124	154
その他	0	0	0
(うち賠償責任保険)	0	0	0
合 計	92	124	154

⁽注) 受再正味保険金: 受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

回収再保険金			(単位:百万円)
年度 種目	平成17年度	平成18年度	平成19年度
火災保険	_		_
海上保険	_	_	_
傷害保険	2	3	0
自動車保険	_	25	_
自動車損害賠償責任保険	_		_
その他	0	0	0
合 計	2	28	0

⁽注)回収再保険金:出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除 したものをいいます。

-7 未収再保険金

				(単位:百万円)
区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
年度開始時の未収再保険金	(A)	_		20
当該年度に回収できる事由が発生した額	(B)	_	20	0
当該年度回収等	(C)	_	_	20
年度末の未収再保険金 (A)+(E	3)-(C)		20	0

⁽注) 地震・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いております。

2 保険契約に関する指標等

-1 契約者配当金

該当事項はありません。

-2 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

									(単位:%)
年度		平成17年度			平成18年度			平成19年度	
種目	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災保険	0.0	△ 1.6	△ 1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海上保険	11,808.0	2.4	11,810.4	543.3	0.0	543.3	542.4	0.0	542.4
傷害保険	41.3	36.7	78.0	52.9	40.2	93.1	54.4	72.1	126.5
自動車保険	49.5	39.5	89.0	52.7	35.6	88.3	55.4	33.1	88.5
自動車損害賠償責任	保険 50.0	0.0	50.0	61.8	0.0	61.8	61.2	0.0	61.2
その他	699.2	329,812.2	330,511.4	△ 9,702.8	38.9	△ 9,663.9	0.0	0.0	0.0
合 計	48.9	39.0	87.9	52.8	35.5	88.3	55.4	34.4	89.8

⁽注) 1. 正味損害率= (正味支払保険金+損害調査費) ÷ (正味収入保険料)

- 2. 正味事業費率= (諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ (正味収入保険料)
- 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

-3 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

									(単位:%)
年度		平成17年度			平成18年度			平成19年度	
種目	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災保険	2.5	△ 767.4	△ 764.9	△ 0.1	0.0	△ 0.1	△ 0.3	0.0	△ 0.3
海上保険	11,808.0	2.4	11,810.4	543.3	0.0	543.3	542.4	0.0	542.4
傷害保険	42.8	36.5	79.3	68.4	39.8	108.2	40.6	53.2	93.8
自動車保険	74.1	44.1	118.2	63.3	38.3	101.6	67.2	34.2	101.3
その他	295.0	175,188.5	175,483.5	86,300.9	38.9	86,339.8	0.0	0.0	0.0
合 計	71.5	43.5	115.0	63.6	38.4	102.0	65.9	35.1	101.0

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 - 2. 発生損害率= (出再控除前の発生損害額+損害調査費) ÷出再控除前の既経過保険料
 - 3. 事業費率= (支払諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費) 出再控除前の既経過保険料
 - 4. 合算率=発生損害率+事業費率
 - 5. 出再控除前の発生損害額=支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 - 6. 出再控除前の既経過保険料=収入保険料-出再控除前の未経過保険料積増額

-4 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国内契約		100%	100%	100%
海外契約		_		_

(注)上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保 険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

-5 出再を行った再保険者の数と 出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の 出再先に集中している割合
平成18年度	1社	99%超
平成19年度	1社	99%超

(注)「出再先保険会社の数」は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。

-6 出再保険料の格付ごとの割合

	格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合計
平成18年度		100%	-%	—%	100%
平成19年度		100%	-%	-%	100%

⁽注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としていますが、その出再先保険会社はアク サグループ内会社であり、単独の格付を持たないため、上記はアクサグループの格付を記載しました。

3 経理に関する指標等

-1 保険契約準備金

支払備金			(単位:百万円)
年度 種目	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
火災保険	0	_	_
海上保険	_	_	_
傷害保険	529	742	587
自動車保険	6,171	7,486	9,432
自動車損害賠償責任保険	40	52	61
その他	0	0	0
(うち賠償責任保険)	0		_
合 計	6,741	8,281	10,081

責任準備金			(単位:百万円)
年度 種目	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
火災保険	116	122	127
海上保険	16	16	16
傷害保険	833	584	598
自動車保険	11,627	13,939	16,305
自動車損害賠償責任保険	287	361	462
その他	51	3	3
(うち賠償責任保険)	2	2	2
合 計	12,934	15,029	17,513

責任準備金の残高の内訳					(単位:百万円)	
年度	平成18年度末					
種目	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計	
火災保険	53	69	_	_	122	
海上保険	_	16	_	_	16	
傷害保険	119	464	_	_	584	
自動車保険	10,627	3,312	_	_	13,939	
自動車損害賠償責任保険	361	_	_	_	361	
その他	_	3	_	_	3	
(うち賠償責任保険)	_	2	_	_	2	
合 計	11,162	3,866	_	_	15,029	

責任準備金の残高の内訳						(単位:百万円)	
年度		平成19年度末					
種目	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合 計	
火災保険	58	69	_	_	_	127	
海上保険	_	16	_	_	_	16	
傷害保険	95	503	_	_	_	598	
自動車保険	12,160	4,144	_	_	_	16,305	
自動車損害賠償責任保険	462	_	_	_	_	462	
その他	_	3	_	_	_	3	
(うち賠償責任保険)	_	2	_	_	_	2	
合 計	12,777	4,736	_	_	_	17,513	

⁽注) 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る責任準備金については普通責任準備金として記載しております。

-2 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性及び妥当性

平成19年度においては、該当事項がありません。

-3 責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は本開示の対象外のため、該当事項はありません。

-4 期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位:百万円)

年度	区分	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成18年度		7,021	3,101	3,662	256
平成19年度		8,597	4,027	4,653	△83

(単位:百万円)

変動

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 - 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 - 3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

-5 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

 自動車							(単位:百万円)	
	事故発生年度	平成18年度				平成19年度		
区分	'	金額	比率	変動	金額	比率	変動	
	事故発生年度末	12,152			14,377			
累計保険金	1年後	12,217	0.53	65	_	_	_	
+	2年後	_	_	_	_	_	_	
支払備金	3年後	_	_	_	_	_	_	
人口加亚	4年後	_	_	_	_	_	_	
最終損害見積り額			12,217			14,377		
累計保険金			10,130			8,943		
支払備金			2,087			5,434		

傷害						
	事故発生年度		平成18年度			平成19年度
区分		金額	比率	変動	金額	比率
	事故発生年度末	567			497	
累計保険金	1年後	574	1.23	7	_	_
+	2年後	_	_	_	_	_
支払備金	3年後	_	_	_	_	_
人口加亚	4年後	_	_	_	_	_
最終損害見積り額			574			497
累計保険金			476			159
支払備金			98			338

- 注)1.国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。

 - 1. 国内の企業がに保留し出行を所加が金融とのります。 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。 4. 本表は平成18年度からの開示であるため、「累計保険金+支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。

-6 引当金明細表

				(単位:百万円)
年度			平成18年度	
	年度末残高	増加額	減少額	年度末残高
一般貸倒引当金	_	_	_	_
個別貸倒引当金	14	0	14	0
特定海外債権引当勘定	_	_	_	_
	233	130	31	332
	122	145	122	145
	3	3	_	7
	373	280	168	485
	一般貸倒引当金 個別貸倒引当金	一般貸倒引当金14特定海外債権引当勘定2331223	平成17年度 年度末残高 増加額 一般貸倒引当金 — 個別貸倒引当金 14 0 特定海外債権引当勘定 — — 233 130 122 145 3 3	平成17年度 平成18年度 年度末残高 増加額 減少額 一般貸倒引当金 一 一 個別貸倒引当金 14 0 14 特定海外債権引当勘定 — — — 233 130 31 122 145 122 3 3 —

	年度	平成18年度
区分		年度末残高
	一般貸倒引当金	_
貸倒引当金	個別貸倒引当金	0
	特定海外債権引当勘定	_
退職給付引当金		332
役員退職慰労引当金		_
賞与引当金		145
価格変動準備金		7
合 計		485

		(単位:百万円)
	平成19年度	
増加額	減少額	年度末残高
_	_	_
26	0	26
_	_	_
119	102	349
12	_	12
168	145	168
4	_	11
331	248	567

-7 貸付金償却の額

該当事項はありません。

-8 資本金等明細表

					(単位:百万円)	
		^{年度} 平成17年度		平成18年度		10 m
区分		年度末残高	増加額	減少額	年度末残高	摘要
資 本 金		14,971	2,250	_	17,221	
うち既発行株式	普通株式	299,430株	45,000株	一株	344,430株	
資本準備金及びその他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	13,471	2,250	_	15,721	
との他資本利水並	合計	13,471	2,250	_	15,721	期中の増資による増加である。
7.1343444 A T = "	利益準備金	_		_	_	
利益準備金及び 任意積立金	任意積立金	_		_	_	
工态限立业	合計	_		_	_	

					(単位:百万円)
		^{年度} 平成18年度		平成19年度	
区分		年度末残高	増加額	減少額	年度末残高
資本金		17,221	_	_	17,221
うち既発行株式	普通株式	344,430株	一株	一株	344,430株
資本準備金及びその他資本剰余金	(資本準備金) 株式払込剰余金	15,721	_	_	15,721
との個員作制小並	合計	15,721	_	_	15,721
	利益準備金		_	_	_
利益準備金及び 任意積立金	任意積立金		_	_	_
17/2/196-777	合計	_	_	_	_

-9 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額ー決算時取崩額 ○経常利益の減少額=増加する発生損害額−増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	256百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額はありません。

⁽注) 地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノーブロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩等により相殺しております。

-10 事業費(含む損害調査費)

			(単位:百万円)
年度 区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
人件費	2,691	3,133	3,477
物件費	5,582	6,145	6,919
税金	224	284	298
保険契約者保護機構に対する負担金	7	9	9
諸手数料及び集金費	385	403	404
合 計	8,891	9,976	11,109
/注 1 今 昭(++=++=+)	7 「坦中:田本書」	「公米書ファッ	かんか 丁田 津上 →ナスドノー

⁽注) 1.金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」並びに 「諸手数料及び集金費」の合計額です。

-11 売買目的有価証券運用益明細表

該当事項はありません。

-12 売買目的有価証券運用損明細表

該当事項はありません。

-13 有価証券売却損益及び評価損明細表

該当事項はありません。

-14 減価償却費明細表

									(単位:百万円)
年度	^{年度} 平成 18年度末						平成19年度末	₹		
区分	取得原価	平成18年度 償却額	償却累計額	平成18年度末 残高	償却累計率	取得原価	平成19年度 償却額	償却累計額	平成19年度末 残高	償却累計率
有形固定資産										
建物 (営業用)	289	20	119	169	41.4%	307	22	142	165	46.2%
その他の有形固定資産	726	67	506	219	69.8%	767	86	547	219	71.4%
無形固定資産										
ソフトウェア	3,028	411	2,271	757	75.0%	3,696	344	2,612	1,084	70.7%
合 計	4,045	498	2,898	1,146		4,771	454	3,302	1,469	

⁽注) 1.有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によることとなります。

-15 固定資産処分損益明細表

					(単位:百万円)
	年度	平成1	8年度	平成1	9年度
区分		処分益	処分損	処分益	処分損
有形固定資産					
建物		_	1	_	0
その他の有形固定資産		_	_	0	1
無形固定資産					
その他の無形固定資産		_	11	_	_
		_	12	0	2

-16 賃貸用不動産等減価償却明細表

該当事項はありません。

-17 リース取引

該当事項はありません。

^{2.}保険契約者保護機構負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく負担金であります。

²法人税法の改正に伴い、当期より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。また平成 19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、償却可能限度額まで償却が終了したものについて、残存簿価を5年間で均等償却しております。 3.ソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法によっております。

4 資産運用に関する指標等

-1 資産運用方針

当期末の総資産は 33,201百万円、運用資産は 27,564 百万円となりました。資産の運用にあたりましては営業資 金の安定的な確保を目的とし、安全性・流動性に留意しつ つ、効率的な運用に努めております。

-2 預貯金

				(単位:百万円)
区分	年度	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
当座預金		1	1	1
普通預金		2,152	4,283	5,315
合 計		2,154	4,284	5,317

-3 資産運用の概況

_	_					(単位:百万円)
年	度 平成17 :	年度末	平成18年	丰度末	平成194	年度末
区分	金 額	構成比	金額	構成比	金 額	構成比
預貯金	2,154	8.2%	4,284	13.5%	5,317	16.0%
コールローン	_	_		_	_	_
買現先勘定	_	_		_	_	_
債券貸借取引支払保証金	_	_		_	_	_
買入金銭債権	_	_		_	_	_
商品有価証券	_	_		_	_	_
金銭の信託	_	_		_	_	_
有価証券	15,030	56.8%	19,568	61.5%	21,862	65.8%
貸付金	_	_		_	_	_
土地·建物	360	1.4%	388	1.2%	384	1.2%
運用資産計	17,546	66.4%	24,242	76.2%	27,564	83.0%
総資産	26,444	100.0%	31,822	100.0%	33,201	100.0%

-4 利息配当収入の額及び運用利回り(インカム利回り)

							(単位:百万円)	
	年度	平成17年度		平成18	年度	平成19年度		
区分		金 額	利回り	金 額	利回り	金 額	利回り	
		0	0.00%	2	0.07%	6	0.18%	
コールローン		_	_	_	_	_	_	
買現先勘定		_	_		_	_	_	
債券貸借取引支払保証金		_	_		_	_	_	
買入金銭債権		_			_	_		
商品有価証券		_			_	_	_	
 金銭の信託		_			_	_	_	
有価証券		104	1.19%	234	1.42%	235	1.06%	
		_			_	_	_	
土地·建物		_				_	_	
小計		104	0.68%	237	1.17%	242	0.92%	
その他		0		0		0		
 合 計		105	0.69%	237	1.18%	242	0.92%	

⁽注) 1. 利回りは 収入金額 ÷ 月平均運用額 で算出しております。 2. 従来の「運用資産利回り」に加え、新たに2種類の利回り(「資産運用利回り」「時価総合利回り」)次ページの項目にて開示しています。各利回りの計算方法は次ページの項目の注記に記載したとおりです。

-5 資産運用利回り(実現利回り)

										(単位:百万円)
	年度		平成17年度			平成18年度			平成19年度	
区分		資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預貯金		0	6,081	0.00%	2	3,228	0.07%	6	3,558	0.18%
コールローン		_	_	_	_	_		_	_	_
買現先勘定		_	_	_	_	_		_	_	_
債券貸借取引支払保証金	È	_	_	_		_	_	_	_	_
買入金銭債権		_	_	_	_	_	_	_	_	_
商品有価証券		_	_	_	_	_	_	_	_	_
金銭の信託		_	_	_		_	_	_	_	_
有価証券		△ 96	8,836	△ 1.09%	234	16,594	1.42%	235	22,303	1.06%
公社債		57	4,422	1.30%	145	11,090	1.31%	226	16,719	1.35%
株式		_	_	_		_	_	_	6	_
外国証券		△ 158	1,871	△ 8.49%	9	496	1.91%	9	498	1.91%
その他の証券		4	2,541	0.18%	80	5,006	1.60%	_	5,080	_
貸付金		_	_	_		_		_	_	_
土地·建物		_	404	_		371		_	385	_
金融派生商品								_		
その他		0			0			0		
合 計		△ 96	15,321	△ 0.63%	237	20,194	1.18%	242	26,247	0.92%

⁽注) 資産運用利回り

資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。 ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益 – 資産運用費用

- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

-6 (参考) 時価総合利回り

											(単位:百万円)
		年度		平成17年度			平成18年度			平成19年度	
区分	>		資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯	·金		0	6,081	0.00%	2	3,228	0.07%	6	3,558	0.18%
	-ルローン		_	_	_	_	_	_	_	_	_
買現	先勘定		_	_	_	_	_	_	_	_	_
債券	貸借取引支払保証金	ž	_	_	_	_	_	_	_	_	_
買入	金銭債権		_	_	_		_	_	_	_	_
商品			_	_	_		_	_	_	_	_
金銭	の信託		_	_	_		_	_	_	_	_
有価	証券		△ 202	8,656	△ 2.34%	264	16,300	1.62%	908	22,040	4.12%
	公社債		△ 142	4,423	△ 3.21%	236	10,891	2.17%	709	16,611	4.27%
	株式		_	_	_		_	_	_	6	_
	外国証券		39	1,687	2.31%	11	503	2.31%	4	507	0.81%
	その他の証券		△ 99	2,544	△ 3.91%	16	4,905	0.33%	194	4,915	3.97%
貸付	· 金		_	_	_	_	_	_	_	_	_
土地	·建物		_	404	_	_	371	_	_	385	_
金融	派生商品		_			_			_		
その	他		0			0			0		
合	計		△ 202	15,141	△ 1.34%	267	19,900	1.34%	915	25,983	3.52%

・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益ー資産運用費用)+(当期末評価差額の削減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益ー資産運用費用)+(当期末評価差額)

- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額

-7 海外投融資残高及び利回り

							(単位:百万円)	
	年度	平成17年	丰度末	平成18年	丰度末	平成19年	丰度末	
区分		残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比	
	外国公社債	_	_		_	_	_	
外 貨 建	外国株式	_	_	_	_	_	_	
建	その他	_	_	_		_	_	
	外貨建資産計	_	_	_	_	_	_	
	非居住者貸付	_	_	_		_	_	
円	外国公社債	503	9.3%	506	9.3%	502	8.9%	
円貨建	その他	4,899	90.7%	4,915	90.7%	5,110	91.1%	
	円貨建資産計	5,402	100.0%	5,421	100.0%	5,612	100.0%	
合	計	5,402	100.0%	5,421	100.0%	5,612	100.0%	
— 海 外	運用資産利回り (インカム利回り)	1.08	1.08%		3%	0.17%		
海外投融資利回り	資産運用利回り (実現利回り)	△ 3.60	3%	1.6	3%	0.17%		
回り	(参考) 時価総合利回り	△ 1.48	3%	0.5	0.52%		3.67%	

⁽注)「海外投融資利回り」の各利回りの計算方法は、 前述に記載している各項目の注記のとおりです。

-8 商品有価証券

該当事項はありません。

-9 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当事項はありません。

-10 保有有価証券

						(単位:百万円)
	年度 平成17	7年度末	平成18	年度末	平成19	年度末
区分	金 額	構成比	金額	構成比	金 額	構成比
国債	9,628	64.1%	14,146	72.3%	16,177	74.0%
地方債	_	_	_	_	_	_
社債	_	_	_	_	_	_
株式	_	_		_	72	0.3%
外国証券	503	3.3%	506	2.6%	502	2.3%
その他の証券	4,899	32.6%	4,915	25.1%	5,110	23.4%
貸付有価証券	_	_	_	_	_	_
合 計	15,030	100.0%	19,568	100.0%	21,862	100.0%

-11 保有有価証券利回り

運用資産利回り	左车			
区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
公社債		1.30%	1.31%	1.35%
株式		_	_	0.00%
外国証券		2.51%	1.91%	1.91%
その他の証券		0.00%	1.60%	0.00%
合 計		1.19%	1.42%	1.06%

資産運用利回り				
区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
公社債		1.30%	1.31%	1.35%
株式		_	_	0.00%
外国証券		△ 8.49%	1.91%	1.91%
その他の証券		0.18%	1.60%	0.00%
合 計		△ 1.09%	1.42%	1.06%

時価総合利回り				
区分	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
公社債		△ 3.21%	2.17%	4.27%
株式		_	_	0.00%
外国証券		2.31%	2.31%	0.81%
その他の証券		△ 3.91%	0.33%	3.97%
合 計		△ 2.34%	1.62%	4.12%

(注) 資産運用利回り、及び時価総合利回りの計算方法は前述の-5資産運用利回り (実現利回り)、-6 (参考) 時価総合利回りの注記に記載しております。

-12 有価証券の種類別の残存期間別残高

									(単位:百万円)
		年度							
区分			1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国債			1,496	1,989	2,501	976	1,000	6,182	14,146
地方侧	ţ		_	_	_	_	_	_	_
社債			_	_	_	_	_	_	_
株式			_	_	_	_	_	_	_
外国詞	正券		_	506	_	_	_	_	506
その作	也の証券		_	_	_	_	_	4,915	4,915
合	計		1,496	2,495	2,501	976	1,000	11,098	19,568

								(単位:百万円)
	年度				平成19年度末			
区分		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国債		1,000	2,514	2,027	2,068	2,171	6,394	16,177
地方債		_	_	_	_	_	_	_
社債		_	_	_	_	_	_	_
株式		_	_	_	_	_	72	72
外国証券		502	_	_	_	_	_	502
その他の証券		_	_	_	_	_	5,110	5,110
 合 計		1,503	2,514	2,027	2,068	2,171	11,576	21,862

-13 業種別保有株式の額

該当事項はありません。

-14 貸付金の残存期間別の残高

該当事項はありません。

-15 担保別貸付金残高

該当事項はありません。

-16 使途別の貸付金残高及び構成比

該当事項はありません。

-17 業種別の貸付金残高及び 貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

-18 規模別の貸付金残高及び 貸付金残高の合計に対する割合

該当事項はありません。

-19 貸付金地域別内訳

該当事項はありません。

-20 国内企業向け貸付金残存期間別残高

該当事項はありません。

-21 劣後特約付貸付金残高

該当事項はありません。

-22 有形固定資産明細表

	,	- #		(単位:百万円)
区分		年度	平成18年度末	平成19年度末
土地			219	219
	営業用		219	219
	賃貸用		_	_
建物			169	165
	営業用		169	165
	賃貸用			_
建設	仮勘定			_
	営業用			_
	賃貸用			_
合計			388	384
	営業用		388	384
	賃貸用		_	_
その	他の有形固定資産		219	219
有形	固定資産合計		608	604

5 特別勘定に関する指標

-1 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

-2 特別勘定資産

該当事項はありません。

-3 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

3 業績データ 財産の状況

1 財務諸表

当社は会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書についてあらた監査法人の監査を受けています。

1 貸借対照表

			(単位:百万円)
角	F度 平成18年度末	平成19年度末	増減額
科目	(平成19年3月31日現在)	(平成20年3月31日現在)	
 資産の部			
現金及び預貯金	4,285	5,318	1,032
現金	1	1	
預貯金	4,284	5,317	1,032
有価証券	19,568	21,862	2,293
国債	14,146	16,177	2,030
株式	_	72	72
外国有価証券	506	502	△ 4
その他の証券	4,915	5,110	194
有形固定資産	608	604	△ 3
土地	219	219	
建物	169	165	△ 4
その他の有形固定資産	219	219	0
無形固定資産	1,355	1,867	511
ソフトウェア	757	1,084	326
ソフトウェア仮勘定	596	781	185
その他の無形固定資産	1	1	
その他資産	6,004	3,576	△ 2,427
代理店貸	102	84	△ 17
再保険貸	0	0	0
外国再保険貸	20	0	△ 20
未収金	1,946	1,811	△ 135
未収収益	22	24	1
預託金	112	169	56
地震保険預託金	51	56	4
仮払金	1,156	1,429	273
保険業法第113条繰延資	資産 2,590		△ 2,590
貸倒引当金	△ 0	△ 26	△ 26
 資産の部合計	31,822	33,201	1,379

			(単位:百万円)
	年度 平成18年度末	平成19年度末	増減額
科目	(平成19年3月31日現在)	(平成20年3月31日現在)	
負債の部			
保険契約準備金	23,310	27,595	4,284
支払備金	8,281	10,081	1,799
責任準備金	15,029	17,513	2,484
その他負債	1,737	1,916	178
再保険借	0	_	△ 0
外国再保険借	_	0	0
未払法人税等	85	94	8
預り金	29	21	△ 8
未払金	958	1,013	55
仮受金	663	786	122
退職給付引当金	332	349	16
役員退職慰労引当金	_	12	12
賞与引当金	145	168	22
特別法上の準備金	7	11	4
価格変動準備金	7	11	4
繰延税金負債	_	147	147
負債の部合計	25,533	30,200	4,666
純資産の部			
資本金	17,221	17,221	_
資本剰余金	15,721	15,721	
資本準備金	15,721	15,721	
利益剰余金	△ 26,390	△ 30,203	△ 3,812
その他利益剰余金	△ 26,390	△ 30,203	△ 3,812
繰越利益剰余金	△ 26,390	△ 30,203	△ 3,812
株主資本合計	6,552	2,739	△ 3,812
その他有価証券評価差額	金 △ 263	261	525
評価・換算差額等合計	△ 263	261	525
純資産の部合計	6,289	3,001	△3,287
負債及び純資産の部合計	31,822	33,201	1,379

(平成19年度の注記事項)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
 - (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
 - なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原 価の算定は移動平均法に基づいております。
 - (2) その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。
- 2. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によることとなります。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当期より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて、経常損失および税引前当期純損失はそれぞれ5百万円増加しております。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、償却可能限度額まで償却が終了したものについて、残存簿価を5年間で均等償却しております。この結果、従来の方法によった場合に比べて経常損失および税引前当期純損失は、それぞれ2百万円増加しております。

- 3. 資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、当 社内における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法によっております。
- 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
- 5. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次の とおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に 経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破 綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分 可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その 残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、対象資産の所管部門が資産査定を実施し、当該部署から独立した財務部並びに業務監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引き当てを行っております。

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づいて、当期末までに発生していると認められる額を計上しています。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以 内の一定の年数による定額法により発生年度から費用処理することとし ております。

7. 役員退職慰労引当金は役員の退職金の支払いに備えるため、内規に基づく当期末の要支給額を計上しております。

(表示方法の変更)

監査・保証実務委員会報告第42号「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日 日本公認会計士協会)の公表を契機として、前期において「退職給付引当金」に含めていた役員退職慰労引当金は当期からは「役員退職慰労引当金」として区分掲記しております。なお、前期において「退職給付引当金」に含めていた役員退職慰労引当金は36百万円であります。

- 8. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額に基づいて計上しております。
- 9. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
- 10. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は、税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均 等償却を行っております。

- 11. 保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、定款の規定に基づき行っております。
- 12. 有形固定資産の減価償却累計額は690百万円であります。
- 13. 親会社に対する金銭債権総額は4百万円、金銭債務総額は7百万円であります。
- 14. 繰延税金資産の総額は9.524百万円、繰延税金負債の総額は147百万円であります。また、繰延税金資産から評価性引当額としてその全額を控除しております。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、税務上の繰越欠損金7,309百万円、責任準備金1,719百万円であります。繰延税金負債の発生原因の内訳は、その他有価証券に係る評価差額147百万円であります。
- 15. 当期末における支払備金及び責任準備金の内訳は次のとおりであります。

(支払備金)

支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	10,520百万円
同上にかかる出再支払備金	500百万円
- 差引(イ)	10,019百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金(口)	61百万円
計(イ+口)	10,081百万円
(責任準備金)	
普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	12,272百万円
同上にかかる出再責任準備金	16百万円
- 差引(イ)	12,256百万円
その他の責任準備金(口)	5,257百万円
計 (イ+□)	17,513百万円

- 16. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
 - (1) 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△ 389百万円
未積立退職給付債務	△ 389百万円
未認識数理計算上の差異	40百万円
退職給付引当金	△ 349百万円

(2) 退職給付債務の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準割引率 2.00%数理計算上の差異の処理年数 5年

- 17. 1株当たりの純資産額は8,714円49銭であります。算定上の基礎である純資産額は3,001百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の当期未発行済株式数は344千株であります。
- 18. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
- 19. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2 損益計算書

			(単位:百万F
	年度 平成 18年 度	平成19年度	増減額
科目	(平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	(平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	
	24,216	27,654	3,437
保険引受収益	23,966	27,401	3,435
正味収入保険料	23,956	27,388	3,431
積立保険料等運用益	9	13	3
為替差益		0	0
資産運用収益	227	229	1
利息及び配当金収入	237	242	4
積立保険料等運用益振替	△ 9	△ 13	△ 3
その他経常収益	22	23	0
貸倒引当金戻入額	14	_	△ 14
その他の経常収益	8	23	14
	27,433	31,507	4,073
保険引受費用	16,692	19,861	3,169
正味支払保険金	11,188	13,494	2,305
損害調査費	1,464	1,677	213
諸手数料及び集金費	403	404	0
支払備金繰入額	1,540	1,799	259
責任準備金繰入額	2,094	2,484	389
資産運用費用		_	_
営業費及び一般管理費	8,107	9,027	919
その他経常費用	2,633	2,618	△ 14
		26	26
保険業法第113条繰延資産償却費	2,590	2,590	0
その他の経常費用	42	1	△ 41
経常損失	3,217	3,853	636
特別利益	102	64	△ 37
固定資産処分益	_	0	0
その他特別利益	102	63	△ 38
特別損失	16	6	△ 9
固定資産処分損	12	2	△ 9
特別法上の準備金繰入額	3	4	0
(価格変動準備金繰入額)	(3)	(4)	(0)
税引前当期純損失	3,131	3,795	664
法人税及び住民税	15	17	1
当期純損失	3,147	3,812	665

(平成19年度の注記事項)

差引

- 1. 親会社との取引による費用総額は8百万円であります。
- 2. ①正味収入保険料の内訳は、次のとおりであります。

収入保険料	27,487百万円
支払再保険料	99百万円
	27,388百万円
②正味支払保険金の内訳は、次のとおりであります。	
支払保険金	13,495百万円
回収再保険金	0百万円

13,494百万円

③諸手数料及び集金費の内訳は、次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	404百万円
出再保険手数料	0百万円
差引	404百万円

④支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は、

次のとおりであります。

支払備金繰入額	
(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く)	1,922百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	132百万円
差引(イ)	1,790百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に	
かかる支払備金繰入額(ロ)	9百万円
計 (イ+ロ)	1,799百万円

⑤責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は、

次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額

(出再責任準備金控除前)	1,524百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	16百万円
差引(イ)	1,508百万円
その他の責任準備金繰入額(ロ)	976百万円
計 (イ+ロ)	2,484百万円

⑥利息及び配当金収入の内訳は、次のとおりであります。

	242百万円
その他利息・配当金	0百万円
有価証券利息·配当金	235百万円
預貯金利息	6百万円

3.1株当たりの当期純損失は11,070円17銭であります。

算定上の基礎である当期純損失は3.812百万円であり、その全額が普通株式に係るものであります。また、普通株式の期中平均株式数は344千株であります。 なお、潜在株式がないため、潜在株式調整後1株当たり当期純損失は算出しておりません。

4. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は 119百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

勤務費用	102百万円
利息費用	6百万円
数理計算上の差異の費用処理額	10百万円
	119百万円

- 5. その他特別利益はコンタクトセンター設立に伴う企業立地促進補助金等63百万円であります。
- 6. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、当期純損失を計上したため記載しておりません。

7. 関連当事者との取引

兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	アクサ生命保険株式会社	東京都港区	生命保険業	_	代理店手数料·事務費等	373	代理店貸	66

- (1) 取引金額、期末残高には消費税等が含まれています。
- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針等 取引については、通常行われている取引条件等に基づき決定しています。
- 8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3 キャッシュ・フロー計算書

			(単位:百万
	年度 平成18年度	平成19年度	増減額
科目	(平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	(平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(損失)	△ 3,131	△ 3,795	△ 664
減価償却費	498	454	△ 44
支払備金の増加額	1,540	1,799	259
責任準備金等の増加額	2,094	2,484	389
貸倒引当金の増加額	△ 14	26	40
退職給付引当金の増加額	98	16	△ 82
役員退職慰労引当金の増加額		12	12
賞与引当金の増加額	23	22	0
価格変動準備金の増加額	3	4	0
利息及び配当金収入	△ 237	△ 242	△ 4
有形固定資産関係損益	1	5	4
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	△ 1,605	△ 1,021	583
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	232	178	△ 54
小計	△ 494	△ 55	439
利息及び配当金の受取額	256	253	△ 2
その他(保険業法第113条繰延資産償却費)	2,590	2,590	0
法人税等の支払額	△ 14	△ 16	△ 1
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,337	2,772	434
Ⅰ 投資活動によるキャッシュ・フロー		_	
有価証券の取得による支出	△ 5,528		2,395
有価証券の売却・償還による収入	1,000	1,500	500
Ⅱ① 小 計	△ 4,528	△ 1,632	2,895
(I+Ⅱ①)	△ 2,190	1,139	3,330
有形固定資産の取得による支出	△ 179	△ 109	69
有形固定資産の売却による収入	_	2	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,707	△ 1,739	2,967
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	·		·
株式の発行による収入	4,500	_	△ 4,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,500	_	△ 4,500
V 現金及び現金同等物に係る換算差額		_	
V 現金及び現金同等物の増加額	2,130	1,032	△ 1,097
/I 現金及び現金同等物期首残高	2,155	4,285	2,130
Ⅲ 現金及び現金同等物期末残高	4,285	5,318	1,032

(注) 1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲載されている科目の金額との関係

(平成20年3月31日現在)

- 2. 重要な非資金取引は該当ありません。
- 3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

4 損失処理に関する書面及び株主資本等変動計算書

-1 損失処理に関する書面

	(単位:百万円)
年度 科目	平成17年度
当期未処理損失	23,243
次期繰越損失	23,243

-2 株主資本等変動計算書

					(単位:百万円)
	株	主資本		評価・換算差額等	
	資本剰余金	利益剰余金		スの小士伝言で光	純資産合計
資本金	資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	株主資本合計	その他有個証券 評価差額金	***************************************
14,971	13,471	△ 23,243	5,199	△ 293	4,906
2,250	2,250	_	4,500		4,500
_	_	△ 3,147	△ 3,147		△ 3,147
_	_	_	_	29	29
2,250	2,250	△ 3,147	1,353	29	1,382
17,221	15,721	△ 26,390	6,552	△ 263	6,289
	2,250 — — 2,250	資本金 資本剩余金 資本準備金 14,971 13,471 2,250 2,250 — — 2,250 2,250 2,250 2,250	資本金 資本準備金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 4,971 13,471 △ 23,243 2,250 2,250 —	資本金 資本剰余金 利益剰余金 株主資本合計 資本準備金 その他利益剰余金 株主資本合計 14,971 13,471 △ 23,243 5,199 2,250 - 4,500 - - △ 3,147 △ 3,147 - - - - 2,250 2,250 △ 3,147 1,353	資本金 資本準備金 利益剰余金 その他利益剰余金 繰越利益剰余金 株主資本合計 評価差額金 14,971 13,471 △ 23,243 5,199 △ 293 2,250 2,250 — 4,500 — — — — — — — — — — — — 29 2,250 2,250 △ 3,147 1,353 29

(注)1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

				(単位:千株)
	平成17年度末 株式数	平成18年度 増加株式数	平成18年度 減少株式数	平成18年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	299	45	_	344

普通株式の発行済株式数の増加45千株は、新株の発行による増加であります。

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

						(単位:百万円)
平成19年度		株主	主資本		評価·換算差額等	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	純資産合計
	17,221	15,721	繰越利益剰余金 △ 26,390	6,552	△ 263	6,289
平成19年度変動額						
当期純利益	_	_	△ 3,812	△ 3,812	_	△ 3,812
株主資本以外の項目の 平成19年度変動額(純額)	_	_	_	_	525	525
平成19年度変動額合計	_	_	△ 3,812	△ 3,812	525	△ 3,287
平成19年度末残高	17,221	15,721	△ 30,203	2,739	261	3,001

(注)1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

				(単位:千株)
	平成18年度末 株式数	平成19年度 増加株式数	平成19年度 減少株式数	平成19年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	344	—	_	344

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

5 一株当たり配当等

-	÷-		
区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度
一株当たり配当金	————— ———————————————————————————————	————銭	
配当性向	_		_
一株当たり当期純損失	19,375円18銭	10,161円07銭	11,070円17銭

6 一株当たり純資産額

			(単位:千円)
年度 区分	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
一株当たり純資産額	16	18	8

7 一人当たり総資産

			(単位:百万円)
年度 区分	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
従業員一人当たり総資産	67	64	59

2 リスク管理債権

該当事項はありません。

3 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

4. 債務者区分に基づいて区分された債権

該当事項はありません。

5

保険金等の支払い能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位:百万円、%)

項目	^{年度} 平成18年度末	平成19年度末
(A)ソルベンシー・マージン総額	7,457	7,787
資本金又は基金等	3,962	2,739
価格変動準備金	7	11
危険準備金		_
異常危険準備金	3,866	4,794
一般貸倒引当金	_	_
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	△ 263	368
土地の含み損益	△ 114	△ 126
払戻積立金超過額	_	_
負債性資本調達手段等		_
控除項目		_
その他		_
(B)リスクの合計額		
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$	2,095	2,446
一般保険リスク (R1)	1,686	1,969
第三分野保険の保険リスク (R2)		_
予定利率リスク (R3)		0
資産運用リスク (R4)	212	247
経営管理リスク (R5)	66	78
巨大災害リスク (R6)	328	383
(C)ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	711.9	636.6

- (注) 1. 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。 なお、「資本金又は基金等」は、純資産の部の合計額から社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を控除した額であり、前期は「純資産の部合計(社外流 出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を除く)」と表記していたものであります。
 - 2. 当期から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されております。このため、前期と当期の数値はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

〈ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(上表の(B)) に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(上表の「(A)ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))
- 「通常の予測を超える危険」とは次に示す各種の危険の総額をいいます。
- ① 保険引受上の危険(一般保険リスク)(第三分野保険の保険リスク):保険 事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大 災害に係る危険を除く。)

- ② 予定利率上の危険(予定利率リスク): 積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク):保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク):業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①~③及び⑤以外のもの
- ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):通常の予測を超える巨大災害 (関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつでありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

6 時価情報等

1 有価証券

-1 売買目的有価証券

該当事項はありません。

-2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

-3 その他有価証券で時価のあるもの

年度 平成18年度末 区分 取得原価 貸借対照表計上額 差額 公社債 株式 貸借対照表計上額が 取得原価を 外国証券 497 506 8 超えるもの その他 計 497 506 8 公社債 14,255 14,146 \triangle 108 株式 貸借対照表計上額が 取得原価を 外国証券 超えないもの その他 5,080 4,915 △ 164 計 19,062 △ 272 19.335 合計 19,832 19,568 △ 263

		(半位・日ハロ)
	平成19年度末	
取得原価	貸借対照表計上額	差額
15,801	16,177	375
_	_	_
498	502	3
5,080	5,110	30
21,380	21,790	409
_	_	_
_	_	_
_	_	_
_	_	_
_	_	_
21,380	21,790	409

(単位:百万円)

-4 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

(1) 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(2) その他有価証券

株式 72百万円

2 金銭の信託

該当事項はありません。

3 デリバティブ取引

(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。) 該当事項はありません。

4 保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5 先物外国為替取引

該当事項はありません。

6 有価証券関連デリバティブ取引

((7)に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

7 金融取引法に規定する有価証券先物取引 もしくは有価証券先渡取引、外国金融商 品市場における有価証券先物取引と類似 の取引

(国債証券等及び金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第1号の性質を有するものに係るものに限る。)

該当事項はありません。

代表者による財務諸表の確認

本ディスクロージャー誌に掲載の財務諸表の適正性およびそれらの作成に係る内部監査の有効性は、当社の代表取締役社長が確認を行なっております。

会社概要

● 設立 平成10年(1998年)6月

●資本金 172億21百万円●総資産 332億1百万円

● 本社所在地 東京都港区芝浦4-19-1 芝浦アークビル

1 株主・株式の状況

1 基本事項

● 定時株主総会開催時期 4月1日から4ヵ月以内

決算期 3月31日◆公告の方法 官報に掲載

ただし、保険業法の規定により行う公告は、東京都内で発行する産業経済新聞に掲載。

決算公告については、当社のホームページ

(http://www.axa-direct.co.jp/Company/axadirect.html#kessan)

において提供いたします。

2 大株主の状況

平成20年(2008年)6月30日現在

氏名または名称	たは名称 住所		発行株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
アクサ ジャパン ホールディング株式会社	東京都港区白金1-17-3	344,430	100
計	_	344,430	100

3 資本金

※過去3年間の推移

年 月 日	発行済株式数(株)	資本金(百万円)	摘要
平成17年(2005年)9月26日	294,430	14,721.5	
平成18年(2006年)3月29日	299,430	14,971.5	増資
平成18年(2006年)9月29日	319,430	15,971.5	増資
平成19年(2007年)3月29日	344,430	17,221.5	増資

4 最近の社債発行

該当事項はありません。

2 役員の状況

取締役及び監査役 平成20年 (2008年) 6月30日現在

取締役	
取締役会長(非常勤)	ギ・マルシア
代表取締役社長	石笛 一夫
取締役	R D D D D D D D D D D D D D D D D D D D
取締役	藤井 靖之
取締役	_{まつもと のぞみ} 松本 望
取締役(非常勤)	ガエル·オリヴィエ
取締役(非常勤)	ヤン・ヴァン・デン・ベルグ

監査役	
常勤監査役	南が みゃぁ 府川 峰夫
監査役 (非常勤)	
監査役(非常勤)	

3 従業員の状況

	平成20年 (2008年) 3月31日現在
 従業員数	
平均年齢	35.7歳
平均勤続年数	

1 採用方針

当社は、人材の多様性が企業の活力を維持し、発展させていく要因であるとの信念と、人権尊重の考え方に基づき、採用を行うことを基本方針としています。採用にあたっては、職務に必要なスキルや経験、本人の適性や可能性等を考慮しつつ、人物本位の選考を行っております。

会社設立より醸成してきた自由闊達な企業文化や、培ってきた業務上のノウハウを、さらに継承し、今後のビジネスの成長を確かなものとしていくために、新卒を含む未経験者の採用にも積極的に取り組んでおります。

2 研修制度とキャリアパス

当社は開業以来、着実な成長を遂げ、現在もその成長を継続している、非常に活力あふれる若い会社です。設立当初から業務に携わった従業員や意欲あふれる若手社員から多くの管理職が育ち、登用されています。また、AXA グループのビジョンおよび通信販売を理解する従業員を育て、ひとりひとりが自身の将来に展望をもてるよう、研修制度の充実とキャリアパスへの配慮を図っています。

人材育成の具体的な研修体系には、人事部門が企画主導する 管理職研修や、広く従業員に受講してもらうヒューマンスキ ル向上等の共通トレーニングがあります。また、部門や本部 単位では、業務上の要請に応じた課題解決のための研修や担当職務に適した研修をタイムリーに実施するほか、業務知識豊富な従業員を講師とし、部門を超えて専門分野の知識・経験を共有するための勉強会なども行っています。さらに企業を取り巻く環境に適切に対応するため、法令順守等の必要な研修を実施しています。

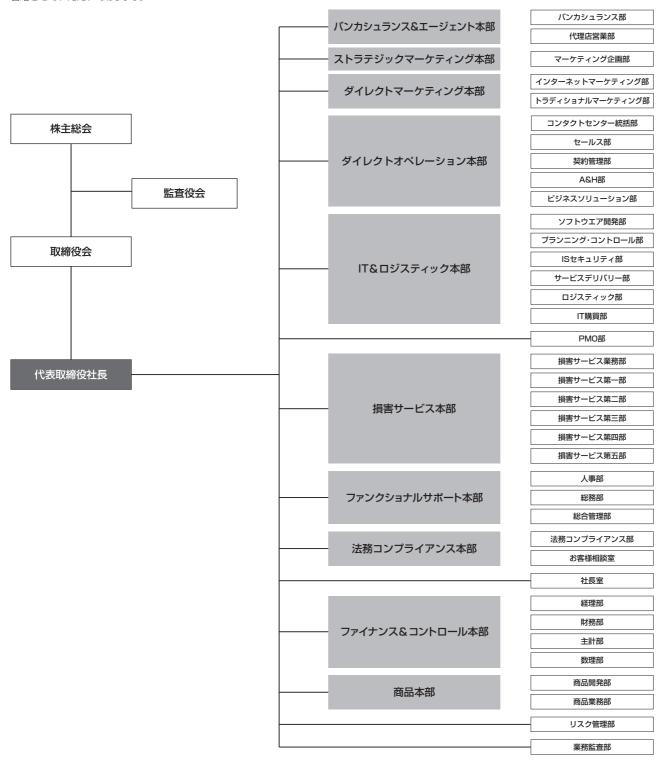
AXA グループが掲げる "Ambition(アンビション)2012"の達成を目指し、従業員から「選ばれる企業」になるために、人材採用と育成を経営の最重要テーマの一つと位置づけ、常に改善を重ねています。

4 会社の組織

当社の組織図

構成図は部までとし、部内の課の表示は省略させていただいております。

平成20年(2008年)6月30日現在



5 会社の沿革

1 AXA グループについて

AXA グループは、1817年に生まれ、約6700万人のお客さまから信頼されている世界最大級の保険・金融グループです。フィナンシャル・プロテクション(個人顧客から法人顧客まで、あらゆる顧客の絶えず進化し続けるニーズに対して、生命保険、

損害保険、資産運用の分野のサービスを一生涯にわたって提供するビジネス)をコアビジネスと規定し、事業活動を展開しています。

沿革		
1817年		アクサの前身となる保険会社コンパニー・ダシュランス・ミューチュエル・コントル・ランサンディ設立
1985年		AXA(アクサ)に社名変更
1992年		エクイタブル・ライフ(米)に資本参加、米国へ進出
1994年		100%出資日本法人アクサ生命保険株式会社を設立
1995年		ナショナル・ミューチュアルを買収、オーストラリア、ニュージーランド、香港へ進出
1996年	6月	ニューヨーク証券取引所上場
	11月	元フランス国営保険グループUAPと合併、世界最大級の保険グループへ
1998年		100%出資日本法人アクサ損害保険株式会社(当社)を設立
2000年	4月	アクサ・ニチダン3社体制(アクサ保険ホールディング株式会社、アクサ生命保険株式会社、アクサ グループライフ生命 保険株式会社)での事業を開始
2004年	6月	アクサ保険ホールディング、アクサ ジャパン ホールディングに社名変更
	7月	AXAフィナンシャル(米)、マネー(MONY)グループ(米)を買収
2005年	4月	AXAブランド 20周年を迎える
	5月	アクサ生命、アクサ グループライフ生命、合併
2006年	12月	ウインタートウル・グループを買収

2 アクサ損害保険株式会社について

当社は、AXA グループの100%出資により1998年に日本法人として設立された損害保険会社です。1999年4月には通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の商品認可を受け、同年7月より販売を開始しました。2004年12月、アクサジャパンホールディングの100%子会社となり、アクサ

ジャパンの損害保険分野の担当会社として業務を展開しています。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスの提供に努めております。

沿革			
1998年	6月	会社設立	
	10月	損害保険事業免許取得	
	11月	ユニオン・デ・ザシュランス・ド・パリ・イ・ア・エール・デ (UAP保険会社) 日本支社の保険業務を包括移転により継承	
1999年	5月	商品認可を取得後、有明にコールセンターを立ち上げ販売開始	
2002年	2月	ローヤル・エキスチェンジ・アッシュアランス(REA)日本支店の保険業務を包括移転により継承	
2004年	2月	福井県にコールセンターを開設	
	12月	株式交換により親会社がアクサ・エス・アーからアクサ ジャパン ホールディング株式会社(持株会社)へ変更	
2005年	6月	高知県にコールセンターを開設	
2007年	1月	横浜オフィスを開設	
2008年	4月	さいたまオフィスを開設	

6 企業概要

アクサ ジャパン ホールディング株式会社

2000年3月7日、アクサ生命と日本団体生命(商号変更後:アクサ グループライフ生命)が、株式移転方式で設立した日本初の保険持株会社。株式の98%をAXAが保有する(間接保有を含む) AXAのメンバーカンパニーです。子会社であるアクサ生命、アクサフィナンシャル生命、アクサ損害保険を連結する持株会社で子会社各社の経営管理・監督を行なっています。

本 社:〒108-8020 東京都港区白金1丁目17番3号 NBFプラチナタワー 03-6737-7700 (代表)

設立:2000年3月 資本金:2,087億円 発行済株式数:7,852千株 事業内容:子会社の経営管理

役 員

取締役会長(非常勤)ジョン・アール・デイシー代表取締役社長マーク・ピアソン代表取締役マチュー・アンドレ取締役(非常勤)ピーター・エッツェンバッハ

取 締 役(非常勤) 若月 三喜雄 取 締 役(非常勤) クロード・ブルネ 取 締 役(非常勤) フランソワ・ピエルソン

取締役相談役(非常勤) 木内 昭胤 常勤監査役 藤野 公毅

監 査 役(非常勤) ルイ・アレキサンドル・ヴィシアン

監 査 役(非常勤) アレックス·木村 監 査 役(非常勤) 恵木 勝博

アクサ フィナンシャル生命保険株式会社

アクサ フィナンシャル生命は1986年の創立以来、生命保険を万一の場合の保障だけでなく、豊かな人生を実現するための積極的な資産形成にお役立ていただくことをご提案しています。2006年12月、アクサ フィナンシャル生命はAXAによるウインタートウル・スイス・インシュランス株式の100%取得に伴い、AXAのメンバーカンパニーとなりました。2007年6月にはアクサ ジャパン ホールディングの100%子会社となり、現在はAXAグループの一員として、お客さまのさまざまなニーズにお応えする多彩な生命保険商品をご提供しています。

本 社:〒160-8335 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト10F 03-6911-9100(代表)

設立:1986年7月 資本金:235億円 発行済株式数:445千株 事業内容:生命保険業

役 員

取締役会長(非常勤) 八木 哲雄 代表取締役社長 藤田 哲也 取 締 役 服部 真 取 締 役 マーク・オドラン 取締役(非常勤) ジョン・アール・デイシー 取締役(非常勤) マーク・ピアソン

監査役 河原 光生 監査役(非常勤) 阿部 卓雄

監査役(非常勤) ルイ・アレキサンドル・ヴィシアン

アクサ生命保険株式会社

アクサ生命は、1994年に世界最大級の保険・金融グループAXAの日本法人として設立されました。2000年3月、アクサ生命と日本団体生命(商号変更後:アクサグループライフ生命)は共同して保険持株会社を設立し、両社は同持株会社の100%子会社となりました。2005年10月、同じく同持株会社の100%子会社であるアクサグループライフ生命と合併し、業務を拡大しました。

現在アクサ生命は、日本の保険・金融市場で強固な基盤を築くとともに、AXAグループの経営資源を活用し、積極的な営業活動を展開しています。

本 社:〒108-8020 東京都港区白金1丁目17番3号 NBFプラチナタワー 03-6737-7777(代表)

設立:1994年7月 資本金:605億円 発行済株式数:207千株 事業内容:生命保険業

役 員

取締役会長(非常勤)若月 三喜雄代表取締役社長マーク・ピアソン代表取締役副社長矢部 進代表取締役マチュー・アンドレ

取締役(非常勤)ピーター・エッツェンバッハ

常勤監査役 藤野 公毅

監 査 役(非常勤) ルイ・アレキサンドル・ヴィシアン

監 査 役(非常勤) アレックス·木村 監 査 役(非常勤) 恵木 勝博

アクサ損害保険株式会社(アクサダイレクト)

アクサダイレクトは、AXAグループの100%出資により1998年に設立された損害保険会社です。1999年4月には通信販売による「アクサダイレクト総合自動車保険」の承認認可を受け、同年7月より本格的に販売を開始しました。2004年12月、アクサジャパンホールディングの100%子会社となり、アクサの日本における損害保険分野を担当する会社として業務を展開しています。ヨーロッパにおけるダイレクト保険のリーディングカンパニーであるAXAの豊富な経験と技術を活かし、日本のお客さまのニーズに合った商品・サービスの提供を行なっています。

本 社:〒108-8638 東京都港区芝浦4-19-1 芝浦アークビル 03-5444-2001(代表)

設立:1998年6月 資本金:172億円 発行済株式数:344千株 事業内容:損害保険業

役 員

取締役会長(非常勤) ギ・マルシア 代表取締役社長 石田 一夫 取 締 役 足立 正之 取 締 役 藤井 靖之 取 締 役 松本 望 取締役(非常勤) ガエル・オリヴィエ

取締役(非常勤) カエル・オリワイエ 取締役(非常勤) ヤン・ヴァン・デン・ベルグ

常勤監査役 府川 峰夫

監査役(非常勤) ルイ・アレキサンドル・ヴィシアン

監査役(非常勤) アレックス・木村

損害保険用語の解説(50音順)

か行

【過失相殺】

損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

【記名被保険者】

自動車保険において、ご契約の対象となる お車を日常、主に使用される方で、保険証 券の賠償被保険者欄に記載されている方を いいます。

【急激かつ偶然な外来の事故】

突発的に発生する予知されない出来事であり、傷害の原因が身体の外部からの作用によるものをいいます。これらの条件を満たす事故として、交通事故、運動中の打撲、骨折、転倒、作業中の事故があげられます。

【協定保険価額】

物に関する保険の場合、事前に保険会社と契約者との間で保険価額を協定しておく場合があります。自動車保険における車両保険の場合、ご契約のお車と同額の用途・車種・車名・型式・初度登録年月等の自動車の市場販売価格相当額をご契約のお車の「協定保険価額」として定め、これを保険金額として損害額をお支払いすることが一般的です。

【契約の解除】

法律上、保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、保険約款では、告知義務違反等の場合の解除は契約当初まで遡らず、解除時点から将来に向かってのみ効力を生ずるようにされています。

【契約の失効】

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険事故以外の事由によって保 険の目的(対象)が滅失した場合には、保険 契約は失効します。

【告知義務】

保険を契約する際に、保険会社に対して重要 な事実を申し出ること、及び、重要な事項に ついて不実の事を申し出てはならないという 義務です。

六行

【再調達価額】

保険の対象と同等の物を新たに購入あるいは

建築するために必要な金額です。この再調達 価格から経過年数や使用損耗による減価を差し引いた額が時価(額)です。

【再保険】

保険会社が元受保険契約に基づく保険金支払 責任のすべて、あるいは一部分を別の保険会 社に転嫁することです。これは、保険経営に 不可欠な大数の法則が働くために同質の危険 を数多く集める必要があり、危険の平均化が 十分に行わなければならないためです。

【事業費

保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では「損害調査費」「営業費及び一般管理費」「諸 手数料及び集金費」を総称しています。

【自己負担額】

「免責金額」覧をご覧ください。

【支払備金】

決算日までに発生した保険事故で、保険金が 未払いのものについて、保険金支払いのため に積み立てる準備金のことをいいます。

【正味収入保険料】

22ページをご覧ください。

【責任準備金】

将来生じうる保険金支払い等保険契約上の債務に対して、法律に基づき保険会社が積み立てる準備金の総称をいいます。分類は、大きく4つに分けられます。

- ①普通責任準備金・・・決算期後に残っている 保険契約の決算期後の保険金の支払いに備 えて積み立てる準備金をいいます。
- ②異常危険準備金・・・大火や航空機の墜落等 異常な大災害に備えて積み立てる準備金を いいます。
- ③払戻積立金・・・当社に該当商品はございません。
- ④契約者配当準備金・・・当社に該当商品はご ざいません。

【全損】

保険の対象が完全に滅失した場合や、修理、 回収に要する費用が再調達価額または時価を 超えるような場合のことをいいます。なお、 これらに至らない損害を分損といいます。

【ソルベンシー・マージン比率】

41ページをご覧ください。

【損害保険料率算出機構】

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された、損害保険料率算定会(昭和

23年設立)と自動車保険料率算定会(昭和39年設立)とが、平成14年7月に統合してできた料率算出団体。自動車保険・傷害保険などの参考純率及び自賠責保険・地震保険の基準料率の算出や自賠責保険の損害調査、保険データの収集・分析を行っています。

【損害率】

収入保険料に対する支払った保険金の割合を いいます。保険会社の経営分析や保険料率の 算出に用いられています。通常は、正味保険 金に損害調査費を加えて正味保険料で除した 割合を指します。

た行

【第三分野】

第一分野(生命保険をいいます)・第二分野 (自動車保険・火災保険などの損害保険をいいます)のどちらにも属さない傷害・疾病・ 介護などの保険分野のことです。

【大数の法則】

サイコロを振って1の目の出る確率は、降る 回数を増やせば増やすほど6分の1に近づい ていきます。すなわち、ある独立的に起こる 事象について、それを大量に観察することに よってその発生率を全体として予測できると いうことになります。保険料算出の基礎数値 の一つである保険事故の発生率は、大数の法 則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【超過保険・一部保険】

保険金額(ご契約金額)が保険の対象である物の実際の価額(保険価額)を超える保険を超過保険といいます。また、保険価額に比べて保険金額が少ない保険を一部保険といいます。この場合には、保険金額の保険価格に対する割合で保険金が支払われます。

【重複契約】

同一の被保険利益について、保険期間の全部 または一部が共通する複数の保険契約が存在 する場合、広義の重複契約といい、また、複 数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価 格または時価(額)を超過する場合を狭義の 重複保険といいます。

【通知義務】

保険を契約した後、保険の対象を変更する等、 契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連 絡していただく義務のことです。

は行

【被保険者】

保険の補償を受ける人、または保険の対象となる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。後者の場合の保険契約を「他人のためにする保険契約」といいます。

【分損】

部分的損害のことで、全損以外の損害をいいます。

【保険期間】

保険契約期間、すなわち保険会社の責任の存 続期間です。

【保険始期】

保険期間の初日、すなわち、保険契約の補償の開始日をいいます。通常は、保険始期日以降に発生した事故であっても保険料が支払われていないときには保険金は支払われませんので、ご注意が必要です。

【保険金】

保険事故により、損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことです。

【保険金額】

保険事故が発生した場合に、保険会社が支払 う保険金の限度額。その金額は、保険契約者 と保険会社との契約によって定められていま す。すなわち、契約金額のことです。

【保険契約者】

自己の名前で、保険会社に対し保険契約の申 込みをする人をいいます。契約が成立すれば、 保険料の支払い義務を負います。

【保険契約申込書】

保険を契約する際において、申込人(保険契

約者)が記入・押印し、保険会社に提出する 所定の書類をいいます。保険契約は、保険加 入希望者の申込みと保険会社の承諾により成 立する契約で、かつ、一定の様式を必要とし ない契約ですが、口頭による取決めだけでは 行き違いを生じ、紛争の原因となるので、保 険会社は所定の保険契約申込書を用意してい ます。

【保険事故】

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。交通事故、人の死傷等がその例です。

【保険の対象】

自動車保険での自動車がこれにあたります。

【保険約款】

保険の内容を定めたもの。保険約款には、同一種類の保険契約のすべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約条項)とがあります。

【保険料】

被保険者の被る危険を保険会社が負担する ための対価として、保険契約者から領収す る金銭のことです。

【保険料控除制度】

個人が地震保険契約や一定の生命保険契約を締結し保険料を支払った場合に、その一定額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減される制度です。損害保険契約の中でも、医療保険、がん保険、医療費用保険等については、生命保険料控除の対象となります。

【保険料率】

保険料率を算出するうえで用いる割合で、

単位保険金額あたりの保険料の金額で表されています。

ま行

【免害】

保険金がお支払いできないことをいいます。 保険会社は、保険事故が発生した場合、保険 契約に基づいて保険金支払いの義務を負いま すが、特定の事柄が生じたときは例外として その義務を免れることとなっています。

【免責金額】

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額です。免責金額(自己負担額)を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と損害額の全額を支払う方式とがあります。

【元受保険】

再保険に関する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

ら行

【リスク細分型自動車保険】

損害保険は、リスク(事故にあう確率と予想される損害の大小)に基づき保険料が決定されますが、このようなリスクをこれまで以上に細かく分けて保険料を算出する自動車保険のことをいいます。

アクサ損害保険の現状 2008 (ディスクロージャー誌)

平成20年(2008年)7月発行

アクサ損害保険株式会社

〒108-8638 東京都港区芝浦4-19-1 芝浦アークビル TEL (03) 5444-2001 FAX (03) 5444-2002 URL http://www.axa-direct.co.jp





〒108-8638 東京都港区芝浦4-19-1 芝浦アークビル TEL.03-5444-2001 (代表)